

# 建設の安全

# 9

建設業労働災害防止協会

- 平成21年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって — 厚生労働省 労働衛生課長 —
- 特集 平成20年の建設業における業務上疾病発生状況 — 建設業労働災害防止協会 —
- 通達 酸素欠乏症等の労働災害発生状況について — 厚生労働省 —
- 建設工事の安全衛生基礎講座 敷地内の工事におけるガス管損傷による労働災害の防止について





ラバー  
**2**層底

**Rubbertec**<sup>®</sup>

made to work

RT722 ブラック

しなやかで快適な履き心地と耐久性を両立。さらにウレタン底では耐えられない熱場環境でも大丈夫。



抜群のしなやかさと、耐久性を実現。  
ゴム底を2層にした、日本人のための  
新しい安全靴「ラバーテックシリーズ<sup>®</sup>」。

RT712

RT722

RT730F  
オール  
ハトメ

RT735

RT731F  
消防静電  
P-4



**M** **ミドリ安全株式会社**

安全靴・作業靴のことなら <http://midori-fw.jp/>

ISO14001:2004・ISO9001:2000 認証取得：ミドリ安全は、環境と品質の国際規格に準拠した安全靴の製造・販売を行っています。

# 建設の安全 9

## ■表紙のことば

### ー チュニジア 首都チュニスの大モスク ー

地中海を挟みイタリアと向き合うチュニジアの首都チュニス、北アフリカ屈指の大都市でイスラムの伝統的な町並みが残る。中央の大モスクは732年に創建、土地の木にちなんで「オリーブのモスク」と呼ばれ、初期イスラム様式の貴重な建造物。手前のタイルは古くから続く商家の装飾で、豪華な色彩が当時の栄華を物語っている。

1979年 世界遺産登録

## ■ごあいさつ 2

平成21年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって  
／厚生労働省 労働基準局 安全衛生部  
労働衛生課長 鈴木 幸雄

## ■ニュース 3

平成21年度安全衛生に係る厚生労働大臣表彰が決まる  
当協会本部関係で、4名の方が受賞

## ■特集 4

平成20年の建設業における業務上疾病発生状況  
／建設業労働災害防止協会

## ■通達 8

酸素欠乏症等の労働災害発生状況について  
振動障害総合対策の推進について  
／厚生労働省

## ■読者の声Q&A 13

安衛則改正に伴う足場の組立て後等の  
点検について

## ■オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、 株式会社中田組にCOHSMS認定証を交付!! 16

／建設業労働災害防止協会

## ■建設工事の安全衛生基礎講座 18

敷地内の工事におけるガス管損傷による  
労働災害の防止について

／(社)日本ガス協会 技術部  
小栗 智喜

## ■健康管理コーナー 24

メンタルヘルスー(その2)ー

／横浜労災病院 山本 晴義

## ■安全衛生保護具・機器コーナー 26

防護服の効果的な使用方法等について

／(社)日本保安用品協会 日本防護服研究会  
福田 義人

## ■支部の活動 30

## ■災害統計 36

### ■建災防からのご案内■

■新刊図書案内 31

■平成21年度 講習会のご案内 32

■本部だより 33

## TOPICS

### 編集部から

◎今年度も、全国労働衛生週間（10月1日～7日）に向けての準備期間がスタートしました。当協会では、「平成21年度全国労働衛生週間実施要領」を作成しました。当実施要領は、経営トップが明確な方針を示し、関係者全員が一致協力して労働衛生管理活動並びに快適職場の形成に取り組むための参考資料です。

この実施要領は当協会



ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でもご覧いただけます。

◎厚生労働省は「平成20年の業務上疾病発生状況」を公表しました。ここでは、建設業の業務上疾病発生状況および労災新規認定状況を紹介しております。（4～6ページ）

また、厚生労働省通達「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」も今号で紹介しております。建設業における発生状況などを掲載しておりますので、酸素欠乏症等防止対策の参考にさせていただきますようお願いいたします。（8～10ページ）



## 平成21年度 全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

労働衛生課長 鈴木 幸雄

労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、平成21年度全国労働衛生週間が10月1日から7日までの1週間にわたって行われます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところです。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しており、また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続け、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を

図ることが必要であります。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

**「トップが決意 みんながつくる  
心の健康・明るい職場」**

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

事業者、労働者、産業医等の労働衛生管理スタッフの皆様が、9月1日から30日までの準備期間を含め、連携・協力して、各職場の健康確保をはじめとする労働衛生対策をより一層進めていただくことを期待しています。

なお、今年度は282件のスローガンの応募作品をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

## 平成21年度安全衛生に係る厚生労働大臣表彰が決まる

当協会本部関係で、4名の方が受賞

建設業労働災害防止協会

厚生労働省は、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者に対し表彰状を授与し、当協会関係では、功労賞、功績賞、安全衛生推進賞を以下の方々が受賞した。

**功労賞**（表彰式：平成21年7月1日（水） グランドプリンスホテル赤坂）

長年にわたり労働安全衛生に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

**氏名** 大島 義和

**職名** 株式会社ナカノフード建設 取締役名誉会長  
建設業労働災害防止協会 副会長

**功績賞**（表彰式：平成21年7月3日（金） 厚生労働省 中央合同庁舎）

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

**氏名** 野中 格

**職名** 建設労務安全研究会 理事長  
建災防セーフティエキスパート

**安全衛生推進賞**（表彰式：平成21年7月3日（金） 厚生労働省 中央合同庁舎）

長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

**氏名** 小田 銀治

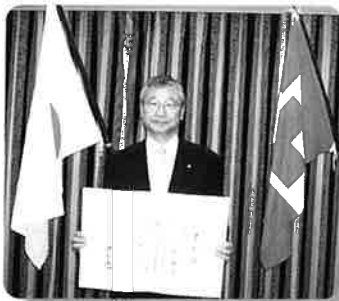
**職名** 元建設業労働災害防止協会 事業部 調査役

**氏名** 浜野 実

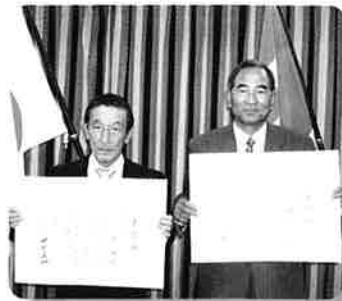
**職名** 三井ホーム株式会社 技術統括本部 工事推進グループ  
建災防セーフティエキスパート



舛添厚生労働大臣より  
「功労賞」を授与された大島氏



「功績賞」を受賞された野中氏



「安全衛生推進賞」を受賞された  
浜野氏（左）、小田氏（右）

## 平成20年の建設業における業務上疾病発生状況

— 建設業労働災害防止協会 —

厚生労働省は「平成20年の業務上疾病発生状況」を取りまとめ、同省ホームページに公表しました。

本号では、平成20年の建設業における主な業務上疾病発生状況に基づき紹介します。

表－1 年次別業務上疾病発生状況（平成15年～20年）

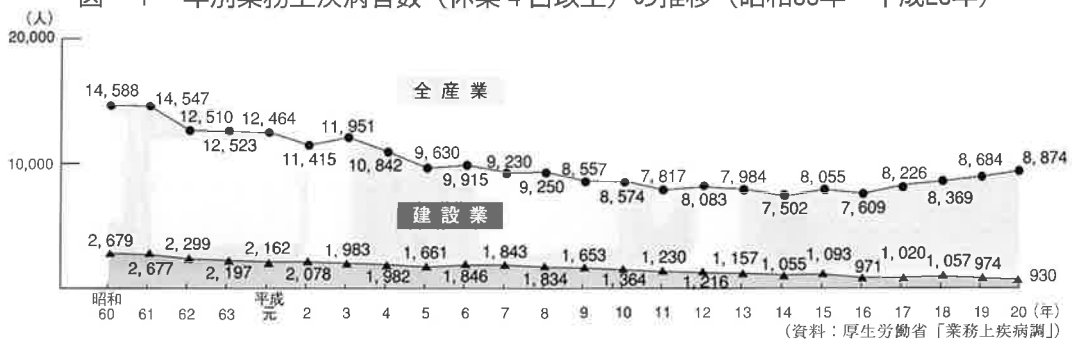
（単位：人）

年	業種	平成15年		16		17		18		19		20	
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
疾病分類													
(1)負傷に起因する疾病		630 (393)	5,861 (4,765)	510 (313)	5,370 (4,377)	548 (337)	5,829 (4,840)	538 (323)	5,962 (4,889)	494 (302)	6,252 (5,230)	505 (313)	6,625 (5,509)
物理的 因子による 疾病	(2)有害光線による疾病	1	8	2	7		7		6	2	9	1	7
	(3)電離放射線による疾病												1
	(4)異常気圧下による疾病	3	8	3	11	3	16	5	20	4	18	3	6
	(5)異常温度条件による疾病	92	394	117	467	74	397	112	422	129	474	90	463
	(6)騒音による耳の疾病	1	8	4	9	4	10	2	12	2	9	5	9
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病	1	29	3	19	2	29	6	27	7	42	3	16
	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱	13	115	9	89	9	105	5	92	9	119	7	89
作起因する 業務上 に疾病	(9)負傷によらない業務上の腰痛	6	61	6	54	3	55	1	31	2	57		47
	(10)振動障害	2	7		9		4	1	6	1	5		3
	(11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	4	149	5	154	6	180	12	233	7	245	12	246
	(12)(8)～(11)以外の原因による疾病	6	61	6	62	9	81	3	70	5	92	5	105
	(13)酸素欠乏症		5	5	11	4	9	4	12	2	12	3	11
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	76	311	44	284	61	306	72	320	39	258	34	220	
(15)じん肺症及びびん肺合併症	253	856	241	814	265	767	269	765	242	640	229	587	
(16)病原体による疾病	3	132	4	165	5	248	2	241	5	257	3	207	
がん	(17)電離放射線によるがん												
	(18)化学物質によるがん		2		1	2	5		1	6	9	5	10
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん												
(20)その他業務によることの原因不明な疾病	2	48	12	83	25	178	25	149	18	186	25	222	
合計		1,093	8,055	971	7,609	1,020	8,226	1,057	8,369	974	8,684	930	8,874

資料：厚生労働省「業務上疾病調査」

- (注) 1. 表は休業4日以上のものである。  
 2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。  
 3. (1)負傷に起因する疾病欄内( )は腰痛の内数である。  
 4. (18)の化学物質は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。  
 5. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

図－1 年別業務上疾病患者数（休業4日以上）の推移（昭和60年～平成20年）



平成20年に発生した業務上疾病による被災者数は、8,874人と昨年に比べ190人増加した(表-1、図-1)。その内訳を見ると、業務上の負傷に起因する疾病が6,625人と全体の74.7%を占めており、この中でも腰痛(いわゆるぎっくり腰)が5,509人で、業務上の負傷に起因する疾病のうち83.2%を占めている。また、じん肺及びじん肺合併症や酸素欠乏症等の災害も減少してきているものの依然として発生している。

建設業の被災者数については、930人と前年比44人の減少となったが、全産業の10.5%を占めるほか、疾病者数千人率も高くなっている(表-2)。また、業務上の負傷に起因する疾病は505人で54.3%と高い割合となっており、この中でも全産業と同様に腰痛(いわゆるぎっくり腰)が313人で全体の62.0%を占めている。

表-2 業務上疾病者数千人率の推移(平成15年~20年)

業種 年	建設業		全産業	
	疾病者数(人)	疾病者数千人率	疾病者数(人)	疾病者数千人率
平成15年	1,093	0.3	8,055	0.2
16	971	0.3	7,609	0.2
17	1,020	0.3	8,226	0.2
18	1,057	0.3	8,369	0.2
19	974	0.3	8,684	0.2
20	930	0.3	8,874	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

疾病者数千人率 =  $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

2. 昭和53年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。

## 主な業務上疾病の発生状況

### 1. じん肺症の発生状況(表-3)

全産業におけるじん肺及びじん肺合併症の発生状況は587人で、業務上疾病のうちの6.6%を占めているが、建設業においては229人(前年242人)で、建設業における業務上疾病のうち24.6%を占めている。また、全産業のじん肺及びじん肺合併症の発生件数のうち、建設業の占める割合は39.0%となっている。

表-3 じん肺症及びじん肺合併症発生状況の推移(平成15年~20年)

(単位：人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		253	241	265	269	242	229
全産業		856	814	767	765	640	587

(資料：厚生労働省「じん肺健康管理実施結果調」)

## 2. 振動障害の労災新規認定状況(表-4)

平成19年度には315人が新規に認定されており(前年308人)、うち建設業は178人(前年同数)と全産業の56.5%(前年57.8%)を占めている。

表-4 振動障害労災新規認定状況の推移(平成14年度~19年度)(単位:人)

業種	年度	平成14年度	15	16	17	18	19
建設業		417	313	242	191	178	178
林業		126	103	115	65	59	66
鉱業		13	7	15	20	34	24
採石業		22	10	5	3	6	2
その他		54	48	35	38	31	45
合計		632	481	412	317	308	315

(資料:厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調」)

## 3. 酸素欠乏症等の発生状況(表-5・6)

平成20年における酸素欠乏症の発生状況は、全産業で被災者8人(うち死亡者5人)、建設業では被災者3人(うち死亡者2人)である。

また、硫化水素中毒については、全産業で被災者3人(死亡者は2人)、建設業からは発生していない。

表-5 酸素欠乏症発生状況の推移(平成15年~20年)(単位:人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		0	5(1)	4(1)	4(2)	2(2)	3(2)
全産業		5(3)	11(2)	9(4)	12(9)	11(5)	8(5)

( )はうち死亡者数

表-6 硫化水素中毒発生状況の推移(平成15年~20年)(単位:人)

業種	年	平成15年	16	17	18	19	20
建設業		1(0)	0	2(0)	2(2)	0	0
全産業		2(0)	4(3)	3(0)	3(2)	1(0)	3(2)

( )はうち死亡者数

## 4. 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況(表-7)

平成20年度の肺がん労災新規認定状況は全産業503人、建設業245人(48.7%)であった。中皮腫の労災新規認定状況は全産業560人、建設業253人(45.2%)である。

平成18年度をピークに減少しているが、ここ2年は横ばい傾向にある。

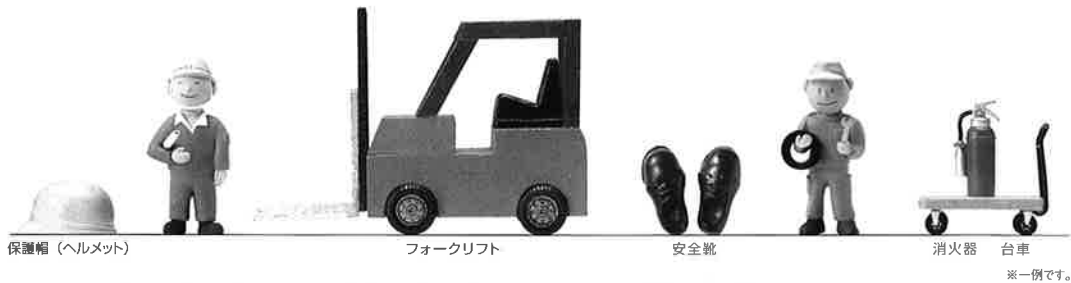
表-7 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況(平成17年度~20年度)(単位:人)

業種	年度	平成17年度		18		19		20	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		86(40.2%)	212(42.2%)	354(45.2%)	476(47.6%)	248(49.4%)	241(48.2%)	245(48.7%)	253(45.2%)
全産業		214	502	783	1,001	502	500	503	560

(注) 1. ( )は、全産業に占める建設業の割合である。

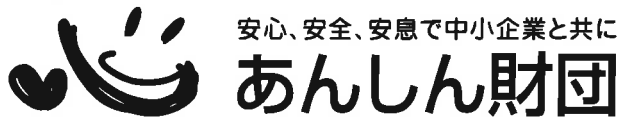
2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

# 安全で快適な職場環境へ。



## あんしん財団がお手伝いします。

例えば、安全衛生設備等設置に対する助成の対象項目は、上記を含め計60項目。  
あなたの企業経営を強力にサポートします。



…… 中小企業のための共済 ……

安全・快適な職場づくり役に役立つ設備の設置 (購入) や機械の検査、講習の受講等に対して… 経費も助かる! **安全の助成**

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1</b> 安全衛生設備等設置に対する助成</p> <p><b>2</b> 動力プレス機械特定自主検査の実施に対する助成</p> <p><b>3</b> フォークリフト特定自主検査の実施に対する助成</p> <p><b>4</b> 作業環境測定の実施に対する助成</p> <p><b>5</b> 特殊健康診断の実施に対する助成</p> | <p><b>6</b> ゼロ災運動研修会等の参加に対する助成</p> <p><b>7</b> 運転適性診断受診及び運行管理者指導講習受講に対する助成</p> <p><b>8</b> 安全運転教育研修参加に対する助成</p> <p><b>9</b> AED等「職場の救急対策用設備」設置に対する助成</p> |
|---|--|

※各種助成制度のご利用にあたっては、それぞれ助成条件がございますので下記までお問合せください。

### 万一のケガに! **あんしんの補償**

死亡時 **2,000万円**  
 入院 **16,000円**      通院 **12,000円**

※ただしケガ発生日以後180日まで、181日以降1年以内は1日4,000円。

●業務上・業務外にかかわらず、交通事故、海外でのケガも補償。

●ケガをしたその日から最長1年間の補償。

※疾病(病气)は対象になりません。また、災害の状況によって補償費をお支払いできないことや、制限されることがあります。

### ゆとりと健康! **職場の活力**

- 人間ドック/定期健康診断 **補助**
- ホームヘルパー等資格取得支援サービス **補助**
- 24時間健康相談サービス **無料**
- メンタルヘルス・カウンセリングサービス **電話無料**  
※面接カウンセリングは年間5回まで無料です。
- 心の病からの職場復帰支援サービス **無料**
- 契約施設(ホテル・旅館、ゴルフ場など) **補助**

業種・年齢・性別に関わりなく一律...  
**月会費 2,000円** (お一人様)

- 経営者の方ももちろん、従業員の方もご加入いただけます。
- 実際にその事業所に従事している方で18歳以上であれば、年齢に上限はありません。
- 会費は全額「損金」または「必要経費」として認められます。

※当財団は、厚生労働省許可の公益法人です。※当財団は、国からの補助金は一切受けておりません。※この広告が共済制度の概要を説明しています。ご加入の際には、必ず「共済制度のご案内」にご加入のしおり(重要事項説明書)特にご注意いただきたいことにて制度内容等をご確認ください、お手紙ください。

財団法人 **中小企業災害補償共済福祉財団** (通称/あんしん財団)  
 認 認: 〒160-0016 東京都新宿区信濃町3-4 JR信濃町ビル  
<http://www.anshin-zaidan.or.jp/>

フリーダイヤル **0120-311-816**

# 酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

— 厚生労働省 —

今般、厚生労働省から標記について、労働衛生主務課長へ通達されましたのでご紹介します。  
 なお、会員各位におかれましては、本通達に基づき適切な酸素欠乏症等の対策に取り組まれますようお願いいたします。

通達一覧につきましては安全衛生情報センターホームページでもご覧いただけます。  
 (<http://www.jaish.gr.jp/>)

基安労発0723第1号  
 平成21年7月23日

別紙1

都道府県労働局労働基準部  
 労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
 安全衛生部労働衛生課長

## 酸素欠乏症等の労働災害発生状況

### 酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）における酸素欠乏症又は硫化水素中毒（以下「酸素欠乏症等」という。）による休業4日以上の労働災害発生状況を別紙1に、また、平成20年に発生した酸素欠乏症等の事例を別紙2に、それぞれ取りまとめたので、関係事業者等に対する指導等の参考とされたい。

なお、酸素欠乏症等防止規則における硫化水素中毒とは、酸素欠乏危険場所において発生したものである。

### 1 酸素欠乏症等の災害発生状況 （平成元年～平成20年）

#### (1) 酸素欠乏症

平成20年の酸素欠乏症による労働災害は、6件（前年比3件減）であり、被災者は8人（前年比3人減）うち5人（前年同）が死亡している。

#### (2) 硫化水素中毒

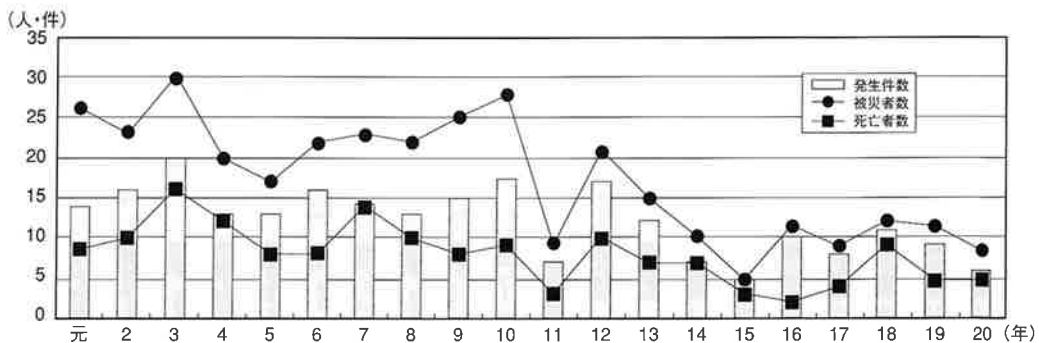
平成20年の硫化水素中毒による労働災害は、3件（前年比2件増）であり、被災者は3人（前年比2人増）うち2名（前年比2人増）が死亡している。

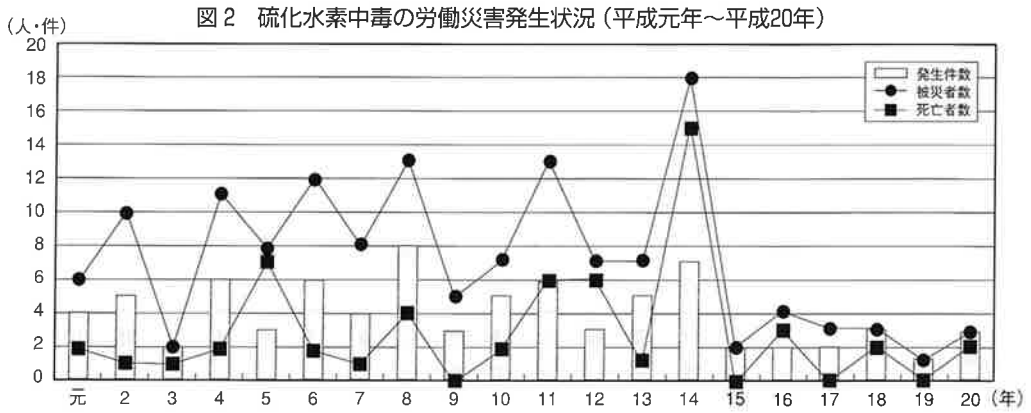
表1 酸素欠乏症等の労働災害発生状況（平成元年～平成20年）

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
酸素欠乏症	被災者数	26	23	30	20	17	22	23	22	25	28	9	21	15	10	5	11	9	12	11	8	347
	死亡者数	9	10	16	12	8	8	14	10	8	9	3	10	7	7	3	2	4	9	5	5	159
	発生件数	14	16	20	13	13	16	14	13	15	17	7	17	12	7	5	10	8	11	9	6	243
硫化水素中毒	被災者数	6	10	2	11	8	12	8	13	5	7	13	7	7	18	2	4	3	3	1	3	143
	死亡者数	2	1	1	2	7	2	1	4	0	2	6	6	1	15	0	3	0	2	0	2	57
	発生件数	4	5	2	6	3	6	4	8	3	5	6	3	5	7	2	2	2	3	1	3	80

備考 被災者数は死亡者数を含む。

図1 酸素欠乏症の労働災害発生状況（平成元年～平成20年）





## 2 酸素欠乏症等の業種別発生状況（平成11年～平成20年）

### (1) 酸素欠乏症

過去10年間の業種別発生状況を見ると、製造業が最も多く、次いで建設業であり、全体の約7割を占めている。

### (2) 硫化水素中毒

過去10年間の業種別発生状況を見ると、清掃業が多く全体の約4割を占めている。

図3 業種別発生状況（平成11年～平成20年）

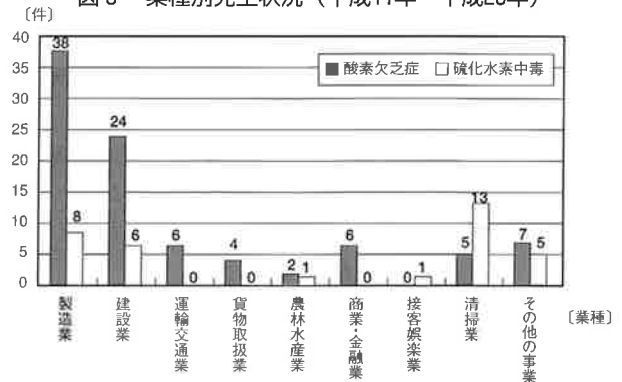


表2 業種別発生状況（平成11年～平成20年）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融業	接客娯楽業	清掃業	その他の事業	計
酸素欠乏症（件）	38	24	6	4	2	6	0	5	7	92
硫化水素中毒（件）	8	6	0	0	1	0	1	13	5	34
計	46	30	6	4	3	6	1	18	12	126

## 3 酸素欠乏症等の月別発生状況（平成11年～平成20年）

### (1) 酸素欠乏症

酸素欠乏症は、過去10年間において7月14件、6月及び10月12件などである。

### (2) 硫化水素中毒

硫化水素中毒は、過去10年間において8月7件、7月6件などである。

図4 月別発生状況（平成11年～平成20年）

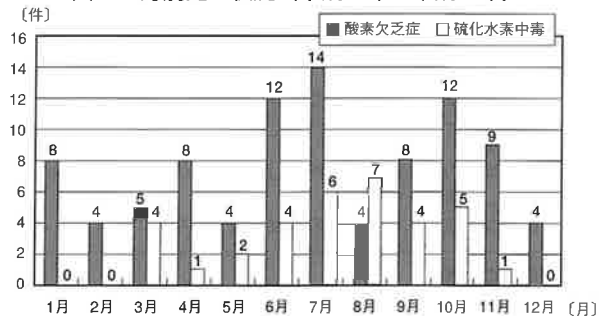


表3 月別発生状況（平成11年～平成20年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
酸素欠乏症（件）	8	4	5	8	4	12	14	4	8	12	9	4	92
硫化水素中毒（件）	0	0	4	1	2	4	6	7	4	5	1	0	34
計	8	4	9	9	6	16	20	11	12	17	10	4	126

## 別紙 2

### 平成20年に発生した酸素欠乏症の事例

業種	月	被災者数		発生状況
		死亡	休業	
5 建設業	7	1	(1)	被災者は、開発工事現場における検査準備作業に従事していたが、同現場のマンホール内で倒れていたところを発見された。さらに、被災者を救出しようとマンホール内に立ち入った労働者も倒れた。その後、被災者は死亡し、救出しようとマンホール内に立ち入った労働者は休業した。
6 建設業	11	1		被災者は、運搬船における整備作業に従事し、整備のため運搬船の隔室に立ち入ったところ意識を失い、その後死亡した。

備考 1 被災者数の( )内の数は、二次災害での被災者数で内数である。 2 「休業」は、休業4日以上のものである。

〔参考：建設業労働災害防止協会〕

#### 建設業における酸素欠乏症等被災者・死亡者数（平成18年～平成20年）

業種分類	平成18年		平成19年		平成20年	
	被災者数	死亡者数	被災者数	死亡者数	被災者数	死亡者数
酸素欠乏症	4 (1)	2 (1)	2	2	3 (1)	2
硫化水素中毒	2 (1)	2 (1)	0	0	0	0

※ ( ) は二次災害による人数で内数  
平成18年の硫化水素中毒は清掃業も含む

防 止 対 策	チェックリスト
<b>酸素欠乏危険場所の事前確認</b> タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入などのおそれはないか、事前に確認すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>立入禁止の表示</b> 酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>作業主任者の選任</b> 酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮など決められた職務を行わせること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>特別教育の実施</b> 酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防に関することなどの特別教育を実施すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>測定の実施</b> 測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>換気の実施</b> 作業場所の酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下になるよう換気すること。 継続して換気を行うこと。 酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>保護具の使用</b> 換気できないとき又は換気しても酸素濃度が18%以上、硫化水素濃度が10ppm以下にできないときは、送気マスクなどの呼吸用保護具を着用すること。 保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
<b>二次災害の防止</b> 酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器又は送気マスクなどを使用すること。 墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。 救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO

# 振動障害総合対策の推進について

— 厚生労働省 —

今般、厚生労働省から標記について、当協会に対して通達されましたのでご紹介します。  
 なお、会員各位におかれましては、本通達に基づき振動工具の適切な振動障害予防対策に取り組まれますようお願いいたします。  
 通達一覧につきましては建災防ホームページでもご覧いただけます。(http://www.kensaibou.or.jp/)

基発第0710第7号  
 平成21年7月10日

建設業労働災害防止協会会長 殿  
 厚生労働省労働基準局長

## 振動障害総合対策の推進について

振動障害予防対策については、チェンソー取扱い作業指針（昭和50年10月20日付け基発第610号の別添2）及びチェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針（昭和50年10月20日付け基発第608号の別添）等により推進し、振動障害の新規認定者が減少するなど、一定の成果が見られているところです。

しかしながら、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が

取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づく対策を推進することとし、別添1（省略）及び別添2（省略）のとおり上記作業指針等を定めたところです。

また、これらの対策を振動工具を使用する事業者が実施するためには、振動工具の製造事業者、輸入事業者等が、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等を行うことが必要であることから、別添3（省略）により別記（省略）の関係業界団体に対して要請を行ったところです。

さらに、別添4（省略）のとおり、振動障害総合対策要綱を定めたところです。

貴職におかれましても、関係事業場への周知等について、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

## トークナビ(赤外線センサ音声案内機)のご案内

乾電池式なので面倒な配線もなく どんな場所にも簡単設置!



トークナビ  
881-71

- 人が近づくと反応し、メッセージを伝えます。
- 目的に合せたメッセージを自由に録音・再生。
- 新たに録音すれば前の内容を自動的に消去。
- 単独使用の他に、オプションで表示板を組み合わせて使用できます。
- 最大録音時間10秒・最大音響約80デシベル

本製品は防雨構造ですが、台風等の暴風、雨時は水圧により雨水が浸入し、故障する恐れがありますので、このような場合は故障をおやめください。

### 使用方法



- ①録音ボタンを押しながらマイクに向かってメッセージを録音します。
- ②人が近づきセンサが検知すると、録音したメッセージが再生されます。



### 1 壁面に

881-73



### 2 スタンドに

881-74



### 3 単管に

881-75



### 4 三脚に

881-76



トークナビ専用ホームページ

http://www.unit-signs.co.jp/products/88171.html

表示板に合わせた音声をご用意しました。専用ホームページから無料でダウンロードできますのでご利用ください。

カタログのご請求・最寄りの代理店については、下記フリーダイヤルにてお問い合わせください。

安全と快適環境をトータルでコーディネートする

**UNIT ユニット株式会社**

●営業部 / 〒173-0004 東京都板橋区板橋 2-3-20  
 TEL ☎0120-490336 FAX ☎0120-490123  
 E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp





# ALT-Z from G.O.P.



[www.gop.co.jp](http://www.gop.co.jp)



SGR7500

アルミ合金製  
可搬式作業台



SGR7500  
感知バー付きモデル

アルミ合金製  
可搬式作業台



SGE7500

階段用作業台



A-100X5500

可搬式  
手摺付き作業台



オリオリ500

折畳・連結式作業台



ハラレス  
CUBE

多目的  
軽量アルミ6輪台車



PAL II

トラック  
昇降用はしご



カシオハ

型枠支保金具



Aquatic  
virgo

植栽フロート型  
水質改善装置

ジー・オー・ピー株式会社

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-8-5 東洋ビル 7A

【ご注文・お問い合わせ】050-3533-9473

TEL 03-5449-1931 / Fax 03-5449-1935

**Q** 足場関係の労働安全衛生規則が改正され、足場の組立て後などに点検が必要になったようですが、足場に関し、点検対象ごとに、いつ、誰が、なにを点検しなければならないのか？ 教えてください。

**A** 足場関係を含む労働安全衛生規則（安衛則）の一部改正は、平成21年3月2日に公布され、同年6月1日から施行されています。

ご質問の改正に伴う足場の点検に関することは、次表の「足場の点検等に関する整理一覧表」に、まとめましたので、参考にしてください。

足場関係の点検整備に当たって、足場点検表を定め運用していくことは、不具合箇所の見落としを防ぐこと、整備記録として活用できること、最適な足場の状態を常時管理できることなどがあり、良好な足場設置・使用に結びつくことになります。

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知（平成21年4月24日付基安発第0424003号）では、参考となる点検表（例）を示しており、事業者は、設置・使用する足場等の種類等に応じ、点検表を作成し、それに基づき点検を行うことが必要であるとしています。さらに、同点検表（例）には、留意事項として、次のことを織り込むなどすることが示されています。

- ・実際の工期を記入すること。
- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者等で十分な知識・経験を有する点検の実施者を指名すること。
- ・悪天候後、中震以上の地震後、組立て後、一部解体後、変更後など点検の実施理由を記入すること。
- ・足場等の用途や構造、足場の大きさ、設置面の状態などの概要を記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。
- ・点検事項には、安衛則567条2項の他、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。
- ・点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。
- ・是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。
- ・是正の確認は、点検者だけでなく、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。
- ・手すり、中さん等の墜落防止設備の点検は、単に取り外し・脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるかも点検すること。

建災防では、同通知に示された点検表（例）に基づき、足場の組立て後等安全点検表として、「建災防統一足場点検表」を定め、頒布しています。建災防会員企業におかれては、足場の設置・使用に当たり、建災防統一足場点検表の活用、或いは、同点検表な

どを参考に、自社の設置・使用する足場に合った創意工夫を凝らした点検表を作成し活用するなどして、適正な点検を実施し、常に最適な足場状態を確保していく必要があります。

また、建災防では、足場等の安衛則の改正などに関連する情報について、次のような方法で、建災防会員等に情報を提供していますので、併せてこれらをご参照ください。



- ・建災防機関誌「建設の安全」：1・2月号、3月号、4月号、5月号、6月号、7・8月号
- ・リーフレット：
  - ・労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました（H21.3）
  - ・労働安全衛生規則（足場等）が改正されました（H21.5）
  - ・足場からの墜落防止措置のための教育
- ・建災防ウェブサイト：ニュースリリース

なお、建設作業の安全性を確保するには、点検整備というメカニズムを、すべての資機材・設備・作業において常に機能させていくことが大事です。足場の点検整備結果の記録を含め、この機能化のためには、点検整備の結果を記録に残すということが大切になります。点検整備の記録は、

- ① 証拠として＝実施結果について説明責任を果たすことができること。
- ② 確実な伝達手段として＝認識の共有化と、口頭の伝達との併用により、より確実性が増すこと。
- ③ 改善・活用の情報源として＝記録情報を分析することで、次の改善に結びつけることができること。

などの効果があります。その効果を得ていくための点検記録は、事実に基づいていること、適切に分類整理がなされていること、わかり易く記載されていることが必要です。

ご質問者の方、また、建設業関係者の皆様におかれましては、事故・労働災害防止のため、建設工事における適正な点検整備活動と、今後も、様々な安全衛生管理活動への一層の取組みをお願いいたします。

●足場の点検等に関する整理一覧表

(注) 詳細は、安衛法令とその通知等でその内容を確認すること。

区分	足場種類 (なにを)	足場時期 (いつ)	点検者 (だれが)	点検事項、補修・修理 (なにを・どうする)
事業者が行う措置	足場 (つり足場を除く)	その日の作業を開始する前に		次の設備の取りはずし及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ② 手すりわく ③ 手すり等 <sup>*1</sup> 及び中さん等 <sup>*2</sup>
	つり足場	コメント： ① 足場 (つり足場を除く) の作業開始前点検は、平成 21 年 3 月の安衛則改正により定められる。 ② つり足場の作業開始前点検は、従来から安衛則に定められている。	職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名	次の事項を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態 ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ④ 次の設備の取りはずし及び脱落の有無 ・ 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ・ 手すりわく ・ 手すり等 <sup>*1</sup> 及び中さん等 <sup>*2</sup> ⑤ 幅木等 <sup>*3</sup> の取付状態及び取りはずしの有無 ⑥ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無 ⑦ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 コメント： 平成 21 年 3 月の安衛則改正により、④、⑤が新たな点検事項となる。
事業者が行う措置	足場	① 強風、大雨、大雪等の悪天候後 ② 中震以上の地震後 ③ 組立て、一部解体、変更後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に  コメント： ①、②、③の点検は、従来から安衛則に定められている。	足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名  コメント： 建災防では、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を実施している。	次の事項を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修する。 ① 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態 ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 ④ 次の設備の取りはずし及び脱落の有無 ・ 交さ筋かい及び高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん若しくは高さ 15cm 以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 ・ 手すりわく ・ 手すり等 <sup>*1</sup> 及び中さん等 <sup>*2</sup> ⑤ 幅木等 <sup>*3</sup> の取付状態及び取りはずしの有無 ⑥ 脚部の沈下及び滑動の状態 ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無 ⑧ 建地、布及び腕木の損傷の有無 ⑨ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 コメント： ・ 点検にあたっては、a 作業床の最大積載荷重の表示状態、b 厚生労働大臣の定める足場関係の規格への適合性、c 安衛則上の足場の設置基準への適合性、d 足場計画への適合性などについても確認すること。 ・ 平成 21 年 3 月の安衛則改正により、④、⑤が新たな点検事項となる。
	注 文 者 が 行 う 措 置	足場	請負人の労働者に足場を使用させるときは、 ① 強風、大雨、大雪等の悪天候後 ② 中震以上の地震後において、足場における作業を開始する前に  コメント： ①、②の点検は、従来から安衛則に定められている。	足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名  コメント： 建災防では、施工管理者等のための足場点検実務者研修を実施し、足場の点検についての知識付与を行っている。

点検記録の保存等（どうする）	関連する安衛則等（なぜ＝法的根拠）	摘 要
<p>安衛則上、点検記録の保存は定められていない。</p> <p>コメント： 点検の実施を確実なものとするため、KY活用シート内にチェックリスト欄を設ける、或いは、日々時系列でチェックできるチェックリストを定めるなどして点検していくとよりよい。これらの点検記録は、足場がある間など必要な間、保存しておくといよい。</p>	<p>安衛則： ・第567条 1 項 ・第563条 1 項 3 号</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付）</p>	
<p>安衛則上、点検記録の保存は定められていない。</p> <p>コメント： 点検の実施を確実なものにするため、チェックリストを定めるなどして点検していくとよりよい。これらの点検記録は、足場がある間など必要な間、保存しておくといよい。</p>	<p>安衛則： ・第568条 ・第567条 2 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付）</p>	<p>※ 1：「手すり等」＝高さ 85cm 以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備</p> <p>※ 2：「中さん等」＝高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備</p>
<p>点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業が終了するまでの間<sup>※4</sup>、これを保存する。</p> <p>① 当該点検の結果 ② ①の点検結果から補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容</p> <p>コメント： ・平成 21 年 3 月の安衛則改正により、点検の記録・保存が新たに加わる。 ・足場の点検にあたっては、各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う。（チェックリストの作成では、関連する安衛則とその通知に示された例を参考にする。建災防は、安衛則・関係通知に基づき、足場の組立て後等の点検表を、「建災防統一足場点検表」として取りまとめ、頒布している。）</p>	<p>安衛則： ・第567条 2 項、3 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号 ・第559条～第566条 ・第569条～第575条 ・第27条</p> <p>安衛法： ・第42条</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付） ・基発第0424001号（平成21年 4 月24日付）</p>	<p>※ 3：「幅木等」＝高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備</p> <p>※ 4：「足場を使用する作業が終了するまでの間」＝それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。 注文者の場合は、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。</p>
<p>点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業が終了するまでの間<sup>※4</sup>、これを保存する。</p> <p>① 当該点検の結果 ② ①の点検結果から修理等の措置を講じた場合は、当該措置の内容</p> <p>コメント： ・平成 21 年 3 月の安衛則改正により、点検の記録・保存が新たに加わる。 ・足場の点検にあたっては、注文した足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う。（チェックリストの作成では、関連する安衛則とその通知に示された例を参考にする。建災防は、安衛則・関係通知に基づき、足場の組立て後等の点検表を、「建災防統一足場点検表」として取りまとめ、頒布している。）</p>	<p>安衛則： ・第655条 1 項、2 項 ・第563条 1 項 3 号、6 号 ・第559条～第563条 ・第569条～第572条、第574条</p> <p>安衛法： ・第42条</p> <p>通知： ・基発第0311001号（平成21年 3 月11日） ・基安発第0424003号（平成21年 4 月 24日付） ・基発第0424001号（平成21年 4 月24日付）</p>	

# オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、 株式会社中田組にCOHSMS認定証を交付!!

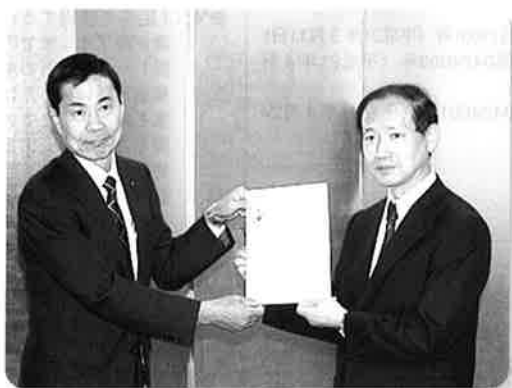
建設業労働災害防止協会

建災防（会長 錢高一善）は、今般、オーク設備工業株式会社、株式会社村上組、株式会社中田組に「COHSMS 認定証」を交付した。

COHSMS 認定証は、「COHSMS 認定事業に関する規定」に基づき、COHSMS 評価者が COHSMS 認定基準に適合していると評価し、かつ COHSMS 認定審査会において、当該評価が客観的かつ公正に行われたと認められた場合に、建災防が交付するものである。

今回、認定されたオーク設備工業株式会社は、設備業者では初めて。また、株式会社村上組については、青森県内業者として初めての COHSMS 認定事業場となった。

なお、株式会社中田組については、平成17年に「COHSMS 評価証」を取得し、その後の「COHSMS 認定証」の交付となった。



オーク設備工業株式会社 山代取締役社長（左）  
建設業労働災害防止協会 伊藤専務理事（右）



株式会社村上組 村上代表取締役社長（左）  
建設業労働災害防止協会 伊藤専務理事（右）

COHSMS 認定事業の詳細については、当協会ホームページ (<http://www.kensaibou.or.jp/>)にてご紹介しています。

Clean, Health, Safety  
**KOKEN**



JIS T 8157  
電動ファン付き呼吸用保護具 準拠

サカサ式 **BL-700H**

防護率 99.9%以上(G級) フィルタの捕集効率 99.9%以上(A級)

**興研株式会社**  
安全衛生ディビジョン

本社 〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地 TEL.03(5276)1911(大代表) FAX.03(3261)0589  
URL <http://www.koken-ltd.co.jp>

## 新しい送風をリード 呼吸追従 + 内圧監視

呼吸にリンクした「快適な送風」  
呼吸に合わせた送風によって、マスクを装着しても呼吸が楽!

低ランニングコストを実現  
一定流量タイプの送風に比べ粉じんの堆積量が最小限に抑えられ、フィルタの消費量の削減につながります。無駄な送風がなく、バッテリーの消費を抑制。

安心の面体内圧監視警報機能  
面体内を常に陽圧に保てば、万が一接顔部に隙間が生じても、粉じんが面体内に漏れ込むことを防げます。「面体内圧監視警報機能」は面体内圧の低下を感じ、ランプで警報します。

「面体内圧監視  
警報機能」を搭載!  
点滅 フィルタ目詰まり  
高打 バッテリー満充電



水洗いが可能\*で、メンテナンスしやすい!  
※水中に製品を浸漬しての水洗いは出来ません。

全面形  
プレスリンク  
プロウーマスク  
※  
改正  
石綿則  
対応!  
※  
「面体内圧監視警報機能」を備えた本機は、従来の面体内圧監視機能と異なり、ファンが停止した際に呼吸が止まるのを防ぐことができます。

**シクマツ**  
創業1917年

# シンクロシリーズ 新登場!!

コードレス

スイッチレス

防じんマスクと  
使い易さ同等

フィルタ交換インジケータ  
(点灯したら、交換してください。)

**AP-S11V3** フィルタ V3

- 石綿作業  
(呼吸用保護具の区分①※2)
- ナノマテリアル  
関連作業

**AP-S11G2** フィルタ G2

- 一般粉じん作業



写真は、AP-S11V3

## 呼吸連動PAPR※1

シンクロシリーズは、呼吸に合わせて清浄空気が送られ、呼吸が楽になるだけでなく、面体内圧を常時陽圧に保ち、外気の侵入を防ぎます。

※1 電動ファン付き呼吸用保護具  
(Powered Air Purifying Respirators)

※2 2009年4月に発行された「建築物等の解体工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」及び「建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防(特別教育用テキスト)」(建設業労働災害防止協会編集・発行)による。



充電器・バッテリー

**STS** 株式会社 **重松製作所**

本社 〒101-0021 東京都千代田区外神田3-13-8  
TEL03(3255)0255(代表) FAX03(3255)1030  
URL <http://www.sts-japan.com>

# 敷地内の工事におけるガス管損傷による 労働災害の防止について

社団法人 日本ガス協会 技術部 小栗 智喜

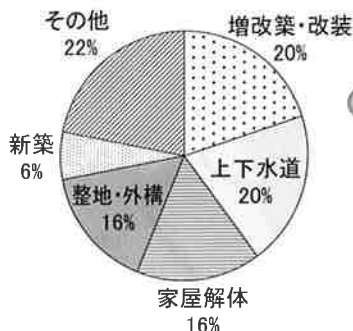
## 1. はじめに

近年、敷地内の工事作業中において、ガス管を損傷したことに起因する事故が増加傾向にあり、中には着火・爆発により作業の方が死傷するケースも発生しております。

そのような事故や労働災害を撲滅するためには、工事計画段階や作業準備段階において、現場におけるガス管の存在に注意を払い、配管の有無や位置を十分に確認するとともに、作業員全員が「絶対にガス管を損傷しない」という強い注意意識を持って作業に臨むことが重要です。

現在、(社)日本ガス協会では、都市ガス需要家の敷地内におけるガス管損傷に絡む労働災害の防止に向け、建築工事に携わる方々への注意喚起・PRに努めているところです。

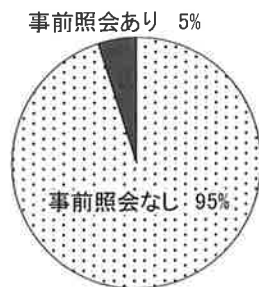
そこで今回は、過去の労働災害事例などを紹介しながら、ガス管損傷による労働災害を防ぐためのポイントについて解説します。



解説

「増改築・改装」、「上下水道」、「家屋解体」、「整地・外構」の工事作業中が特に多い。

グラフー2 工事種別毎の労働災害発生状況の分析(注2)

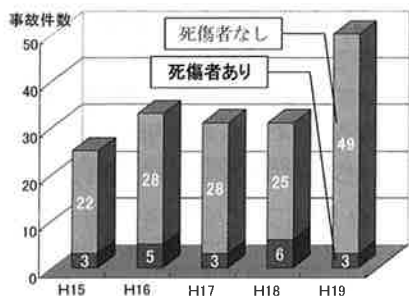


解説

地域のガス会社に「事前照会なし」の状態ですらガス管損傷することがほとんど。

グラフー3 ガス会社への事前照会(注2)

## 2. ガス管損傷による事故の状況

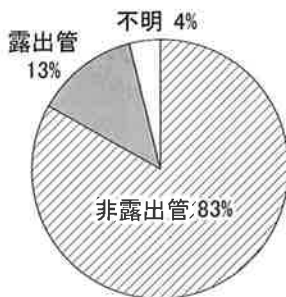


グラフー1 事故・労働災害の発生状況(注1)

解説

- ・ガス管損傷事故は増加傾向にあり、死傷者を伴う労働災害も定常的に発生している。
- ・グラフの事故件数以外でも、事故に至らない潜在的なヒヤリハットは多数発生している。

(注1) ガス事業法の報告対象事故(死傷、物損、大規模なガス供給支障など)の集計であり、(社)日本ガス協会が把握し得た件数。



解説

埋設されたガス管や、壁・天井裏の隠ぺい部など、非露出部のガス管損傷が多い。

グラフー4 損傷したガス配管の位置(注2)

(注2) 一部の都市ガス会社のデータをもとに労働災害発生状況を分析したもの。全国の集計値ではない。

## 3. ガス管損傷と着火・爆発の関係

### (1) 燃焼範囲

ガス管損傷により漏れたガスは、空気とガスが、一定混合割合に達すると燃焼するようになります。

都市ガス（13A）の燃焼範囲を表-1に示します。

ガス	燃焼が おこらない	燃焼範囲	燃焼が おこらない
	0%	下限	上限
			100%

ガス種	下限	上限
都市ガス（13A）	4.0%	14.0%
〔参考〕LPG	2.2%	9.5%

表-1 都市ガスの燃焼範囲

## (2) 着火源

燃焼範囲内のガスに着火源があると着火・爆発が起きます。建築工事で多い着火源としては、ライター、マッチ、ブレーカー、カッタ、電気ス

イッチ、換気扇スイッチなどが挙げられます。

## (3) 臭気

本来、都市ガスは無色・無臭ですが、漏えいした際に感知できるよう付臭してあり、一般的には「たまごが腐ったような臭い」と言われています。

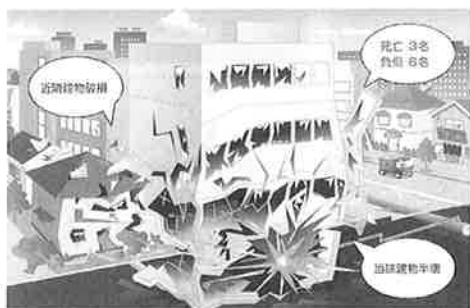
しかし、労働災害の原因の中には、作業者がガスの臭いに気付きながらも、「ガス管内に溜まっていた残ガスの臭いだろう…」、「下水管からの臭いだろう…」などの誤った思い込みから、そのまま作業を続けていて重大事故に至ったケースも発生しております。

作業中はガスの臭いに注意し、臭いを感知したらすぐに作業を中止することが大事です。

## 4. 過去の労働災害事例

### 事故事例 ▶ 1

#### 建物改装工事によるガス管損傷に伴う爆発



#### 概要

鉄筋系建物の改装工事中に、建物改装工事会社の作業者が地下室のガス管（鋼管）を取り外し、建物内に漏出したガスが爆発した。



#### 原因

事故当日の3日前に、建物改装工事会社の監督者からの依頼によりガス事業者がメーターの取り外しを行った。監督者はメーターの取り外しを行っただけにもかかわらず、事故の当日、作業者に「元でガス供給は停止している」と誤った指示をして作業を進めさせていた。

### 事故事例 ▶ 2

#### 造園工事によるガス管損傷に伴う着火



#### 概要

造園工事の作業者が、ハンドブレーカでコンクリート舗装を壊す作業中に、コンクリート下15cmの位置に埋設されていたガス管（ポリエチレン管）を損傷し、ハンドブレーカが着火源となり、漏出したガスに着火した。



#### 原因

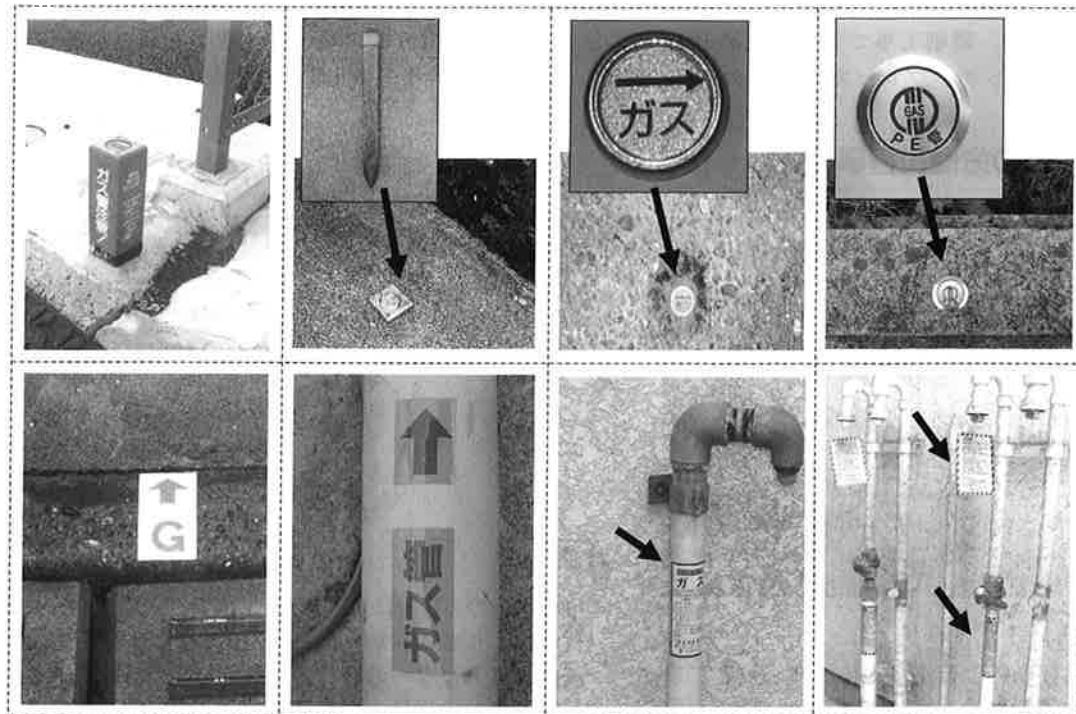
ガス管の有無・位置の確認を十分に行わず、施工範囲内にガス管が埋設されていないと思いこみ、ハンドブレーカによりコンクリート舗装を、壊す作業を行っていたところ、誤ってガス管を損傷してしまった。

## 5. ガス管損傷による労働災害防止の3つのポイント

- ① ガス管の有無・位置、ガスが通じているかどうかの事前確認を必ず実施。
- ② 工事の影響を受けるガス管の撤去・移設は事前に都市ガス会社に連絡。
- ③ ガス管の情報を作業者全員で共有し、ガス管の周りは慎重に作業。

ガス管の位置などが不明な場合は、  
事前に地域の都市ガス会社に連絡を！

【参考】 ガス管標示の一例 ～現場ではガス管標示に注意が必要です～



## 6. ガス管を損傷した場合の措置

万が一、ガス管を損傷した場合、また、少しでもガス臭い場合は、ガス漏れによる着火・爆発事故を絶対に起こさないため、作業上の安全を確認のうえ、次の措置を速やかに行う必要があります。

1. **すぐに地域の都市ガス会社に連絡する**
2. 火気・電動工具、電気スイッチ等の使用を禁止する
3. ガスの噴出を止める
  - 分岐バルブまたはメーターガス栓の閉止を行う。
  - 損傷箇所が見えており、安全かつ短時間に応急手当てが可能であれば、粘土、ウエス、テープなどでガスの噴出口を塞ぐ。



ガス栓を締める



ウエスを詰め込み、その上からテープを巻く



穴あけ箇所テープを巻く

※一般市民や他の作業者に被害が及ばないよう、都市ガス会社が到着するまでの間、通行人や車両などを近づけないよう誘導・現場の監視を行うことも大切です。

## 7. 関係法令

ガス管の事前確認および損傷防止に関する関係法令としては、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱などに各種規定が定められています。なお、刑法には罰則規定として、懲役もしくは罰金に関する定めがあり、過去の事故においては当該法に基づき監督者等に実刑判決がくだったケースもあります。

### (1) 労働安全衛生規則

第194条（ガス導管等の損壊の防止）

第355条（作業箇所等の調査）

第362条（埋設物等による危険の防止）

### (2) 建築基準法施行令

第136条の3（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止）

### (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

第33（保安上の事前措置）

第34（立会）

第35（保安上の措置）

第38（露出した埋設物の保安維持等）

第39（近接位置の掘削）

### (4) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

第16（周辺構造物への対策）

第17（公共設備等への対策）

### (5) 刑法

第118条（ガス漏出等及び同致死傷）

## 8. 終わりに

過去の労働災害事例などを紹介し、ガス管損傷による悲惨な事故をなくすために心掛けていただきたい注意点をいくつか述べました。ガス管損傷を防ぐには監督者・管理者の方の意識だけでは不十分で、工事に携わる全ての作業の方が共通意識を持ち、ガス管の事前確認を十分に行ったうえで作業に取り掛かることが重要です。

(社)日本ガス協会では、ガス管損傷による事故防止に向け、経済産業省の安全情報広報事業で製作されたパンフレット、ポスターを用いてPR活動を行っております。



ポスター（A2）



（裏面）

パンフレット（A4）

当該パンフレット、ポスターを用いて、工事に携わる社員や作業の方々、および、関係者の方々への教育・注意喚起を行っていただければ、少しでもガス管損傷による労働災害のリスクを軽減することができるものと考えます。ご必要な方は(社)日本ガス協会技術部までご連絡ください。

(直通)03-3502-0646 (担当：小栗・松岡 まで)

# アルミ一体式先行手すり枠 **NISSO Saft Series**

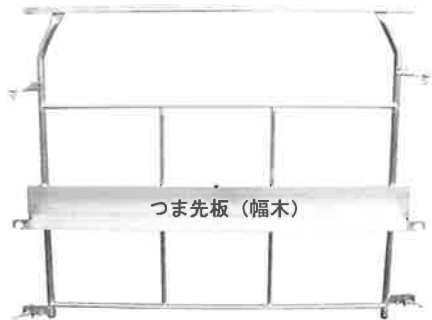
セフト シリーズ

墜落・転落、  
飛来落下撲滅の  
カギ握る!!

## セフト **Saft Parapetor**

改正安衛則(6月1日施行)に適合

- ・先行手すり、二段手すり、幅木、交差筋かいの機能を完備。
- ・手すり枠の上棧は、作業床から932mmの高さ位置。
- ・1.8mタイプで重量は10kg。業界最軽量!・安全帯取付OK!



仮設工業会認定品第一種



つま先板 (幅木)



すきま塞ぎ板付き

## 斜面・法面工事に用仮設設備のJIS規格 (番号:A8972)に準拠

### NISSO のりめん **法面 series**

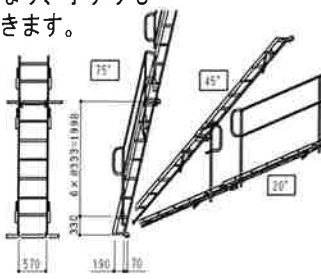
墜落・転落災害  
を防止する

#### 法面2号ユニバーサルユニット自在階段

両側手すり付自重  
本体1.2m型(22.2kg)  
2m型(31.5kg)  
3m型(38.5kg)

積載荷重250kg

- ・アルミ合金製の為、軽量で持ち運びが容易。
- ・ユニットになっておりますので、従来の単管+クランプのステップに比べると組立・解体・盛替えが簡単。
- ・法面角度20度~75度で踏み面は常に水平となり、手すりも付いておりますので安心して作業や移動ができます。



角度が変わっても踏み面は水平!



**日綜産業株式会社**

<http://www.nisso-sangyo.co.jp>



~ 安全から安心へ ~  
ISO 9001, 14001 & OHSAS 18001

本社 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-1

TEL : 03-3668-2705 FAX : 03-3668-7860

### 軽量樹脂先芯入り

JIS規格L級準拠



現場大王 紺/黒/白  
24.0~28.0 (27.5除く)  
希望小売価格 ¥2,500

### 優れた履き心地



ファイター 黒  
23.0~27.0, 28, 29, 30 (23.5除く)  
希望小売価格 ¥2,300~

### 鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



アルカリに有効

S215C スミクロ/グリーン  
M L LL XL  
希望小売価格 ¥3,200

### 樹脂先芯入り



FR100・200 白/黒/赤他  
23.0~27.0, 28.0, 29.0  
希望小売価格 ¥3,000~

### 鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



アクア・ゼロ 黒  
24.5~28.0 29.0  
希望小売価格 ¥3,700

### 鋼製先芯入り

JIS規格S級準拠



HG-207 フラック/ネイビー/ホワイト/グレー  
24.0~27.0, 28.0 29.0  
希望小売価格 ¥2,800

### 鋼製先芯入り

JIS規格H級準拠



PA802 ブルー/ベージュ  
24.5~27.0, 28.0  
希望小売価格 ¥2,700

株式会社**力王** 王昭賢 株式会社  
<http://www.rikio.co.jp>  
<http://www.ohsho-boeki.com>

東京本部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-11 八重洲中央ビル10F

TEL.03-3275-3311 (代) FAX.03-3275-3164

西日本支店

〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地旧居留地タイホービル3F

TEL.078-321-3261 (代) FAX.078-332-5651



## Polymer Gear

<http://www.polymer-gear.com>



ポリマーギヤは1988年に巻取り式安全帯を開発・発売した国内初のメーカーです。

これは高強度のアramid繊維を芯としたストロップ「平ロープ」、平ロープと一体化した小型で高性能な「一体型ショックアブソーバ」、開閉時に指が邪魔にならない独自の機構を採用しさらにカラフルな樹脂カバー付でフックの使用状態がひと目で確認できる「2ロックタイプフック」などの弊社オリジナル技術を採用したものです。

以来、この技術を基本として他社にはない様々なアイデアを取り入れた豊富な巻取り器のラインナップを誇る安全帯や各種墜落防止器具、安全機器で多様なニーズにお応えしています。

巻取り式安全帯のパイオニア  
ポリマーギヤ株式会社

■東京営業所/東京都港区高輪2丁目21番40号 国際高輪ビル  
■名古屋営業所/愛知県清須市西枇杷島町恵比須 20-1 丸中ビル  
■大阪営業所/大阪市東淀川区東中島 1-20-19 新大阪ヒカリビル 706  
■本社/滋賀県米原市上多良60

TEL 03-3441-2131 FAX 03-3441-2132  
TEL 052-506-8426 FAX 052-506-8427  
TEL 06-6815-9811 FAX 06-6815-1123  
TEL 0749-52-2881 FAX 0749-52-3152

# メンタルヘルス —(その2)—

医学博士 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義



## 1. あなたは健康ですか？

皆さんは「健康ですか？」と聞かれたら胸をはって「はい。」と答えられるでしょうか？私は様々なところでメンタルヘルスの講演を行いますが、いわゆる働き盛りの人が多く集まっている場でこの質問をしても、勢いよく「はい。」と手を挙げられる方がとても少ないのが現状です。一方で、老人クラブのような高齢者の方がたくさん集まっているところで同じ質問をすると、多くの方が我先にと手を挙げられます。もちろん、高齢者の方ですから、持病の1つや2つは皆さんお持ちでしょう。でも、それが気にならないくらい生活が充実し、毎日を楽しんでいるため、自信を持って自分は健康だということができるのです。

このように、本来であれば気力や体力が充実している世代に元気がないというのが、日本の現状です。実際、メンタルヘルスに関する調査でも働く人の中で、30代の心の病が一番多くなっています(図-1)。

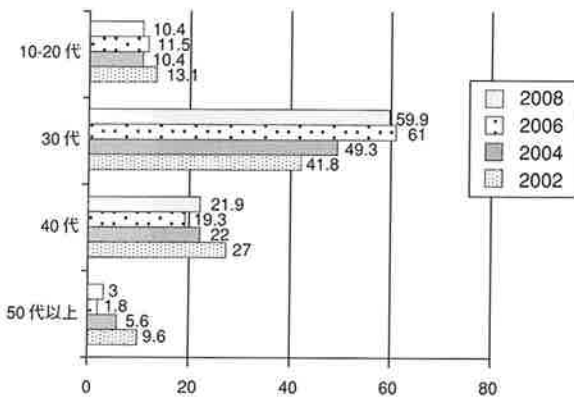


図-1. 心の病の年齢別傾向  
財団法人社会経済生産性本部  
「メンタルヘルスへの取り組み」に関する  
企業アンケート調査結果 2008年

また、最近の日本人は半健康人といってなんとなく体調が悪い人が増えています。こうした人の殆どはライフスタイルに何らかの問題を持ち、ストレスを抱えていることが多いのです。

## 2. ライフスタイルとセルフケア

ライフスタイルとストレス、そして健康、この3つは非常に関係が深いものです。食事、睡眠、運動、休養、仕事など生活の基本となるライフスタイルのバランスを整えることで心身の病気を防ぎ、健康的な生活を送ることが出来ます。人の生活の基本は実はとてもシンプルなものです。最近、何か調子がでない、おかしいなと思ったらこうしたライフスタイルの調整を行ってみてください(図-2)。

運動	1日15分の運動習慣を。 気軽に楽しく。
労働	労働は生きがいの素。 でも働きすぎは注意。
睡眠	寝つきがよく、目覚めがよいか。 十分な睡眠時間がとれているか。
休息	仕事の合間に適度な休憩を。 1日の中で、1人ゆっくりできる時間を。
食事	食事はきちんと1日3食。 仲間や家族と会話しながら。

図-2. ライフスタイルの基本5要素

また、自分の好きなことに時間を使うことも大切です。では、皆さんにもう1つ質問をします。「最近、仕事以外で、夢中になっているこ

とは何ですか？」スポーツでも、音楽でも何でも良いのですが、あなたの元気の素となるようなことがあるでしょうか。これも、講演の際に、私が皆さんによくお聞きしている質問です。ただし、この質問をすると多くの男性が「酒を飲んでいるとき。」と答えるため、最近は「酒以外で。」という条件付きで答えてもらっています。また、仕事が生きがいであり、仕事＝元気の素になっている方も多いのですが、あくまで仕事以外で自分の元気の素となるようなことをたくさん持って頂きたいものです。仕事以外に元気の素があれば、仕事に行き詰っても、なんとかその壁を乗り越えていくことができます。

### 3. 隣の席の人の趣味を知っていますか

さて、さらに皆さんに質問します。「あなたは、職場で隣の席に座っている人の“元気の素”を知っていますか？」もちろん、隣の席の人の全てを知っている必要はありませんが、毎日一緒に仕事をしていれば、その人の家族構成や何が好きかということはおのずとわかってくるものです。こうした何気ないコミュニケーションが職場でとれていることが、職場のメンタルヘルスの基本です。

たとえば、以前は、サッカーの話をよくしていた部下が、最近サッカーの話を全くしなくなり元気がないように見えたら、「前は、会社帰りにサッカーをしにいったけど、最近は、やっている？」と聞くことができます。そこで「ええ、最近、何をやっても楽しくなくて…サッカーもしていません。」とうなだれている様子を見れば、詳しく話を聞くこともできます。このように、日ごろから職場で普通のコミュニケーションができていれば、特別に難しい対策をたてなくても心の病は未然に防ぐことができ

るのです。

### 4. 職場のコミュニケーションを増やす

一昔前の日本社会では、こうしたことは当たり前前にできていました。これが、コンピューターの導入によって困難になってきています。以前は会話で行っていたことがe-mailで行われるようになり、職場から日常の会話が減っています。さらに、成果主義の導入や社内の組織の統廃合等がめまぐるしく行われていることも、昔よりコミュニケーションがとりづらくなっている1つの理由です。しかし、こういう状況の今だからこそ、意識的にコミュニケーションを増やすことが必要です。

ストレスケアの基本は、自らがストレスに気づきケアを行うセルフケアと、上司が部下のケアを行うラインケアが中心となります。厚生労働省の出しているメンタルヘルズ指針でも中心となっていることですが、どちらも難しく考えなくてもできることばかりです。

日頃のちょっとした積み重ねが職場のメンタルヘルスには必要なのです。

#### ●プロフィール

山本 晴義（やまもと・はるよし）

1972年 東北大学医学部卒業。

東北大学医学部附属病院心療内科、呉羽総合病院心療内科部長、梅田病院院長を経て、

1991年、横浜労災病院心療内科部長。

2001年より勤労者メンタルヘルスセンター長。

専門は心身医学、産業医学、健康心理学。

最近の著書として「ビジネスマンの心の病気がわかる本」を講談社より出版

# 防護服の効果的な使用方法等について

(社)日本保安用品協会 日本防護服研究会 福田 義人

## 1. 防護服とは

作業者を取り囲む環境には、身体を傷つけたり、健康障害を引き起こす危険有害要因が数多く存在しています。危険有害要因には、酸やアルカリ、有機薬品、粉じん等の危険有害化学物質、病原体等の生物学的危険物質、熱や火炎、暑熱寒冷等、様々な種類があります。防護服とは、これら危険有害要因から身体を防護するために使用する服のことです。そのため様々な種類の危険有害要因に対して、それぞれに対応した適切な防護服を選択しなければなりません。

## 2. 石綿粉じんへのばく露防止対策用防護服

平成21年4月1日に改正石綿則が施行されました。それにもとない建設業労働災害防止協会から「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」が刊行されました。改正石綿則では、隔離された作業場内で、吹き付けられた石綿等の除去作業等を行う場合は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の空気呼吸器等の使用が義務付けられました。それまでの石綿粉じんの空気中濃度を目安とした呼吸用保護具等の選択から、作業に応じた呼吸用保護具等を選択するという考え方になりました。そのため、呼吸用保護具→防護服→隔離措置を連動し、隔離された作業場内での石綿の除去作業等では、使い捨ての「防護服」を使用することとされています。また、石綿を含む粉じんの防護服としては、化学防護服の規格であるJIS T 8115のタイプ5「微粒子防護用密閉服」(写真-1)の使用が最善



写真-1  
JIS T 8115のタイプ5  
「微粒子防護用密閉服」例

であるとされています。

素材は、表面が平滑で石綿粉じんが付着しにくく、同時に通過しにくいものとし、形状は、頭部を含む全身を覆うものとし、

## 3. 石綿ばく露防止対策用保護具等の着脱手順

### (1) セキュリティーゾーン (図-1)

#### ① セキュリティーゾーンの構成

セキュリティーゾーンは、作業場の出入りに隣接して設置します。作業場外から見れば、「更衣室」、「洗浄室」、「前室」の3室で構成されたものが一般的です。

作業場への出入りは、セキュリティーゾーンが設置されている場合、必ずこのゾーンを利用しなければなりません。

作業場内を負圧にするために、作業場内に設置された負圧除じん装置を稼動することによって、隣接するセキュリティーゾーン内を通過する空気の流れは、作業場外から作業場内に向かって流れます。それを維持することにより石綿粉じんの外部への漏出を防止することができます。

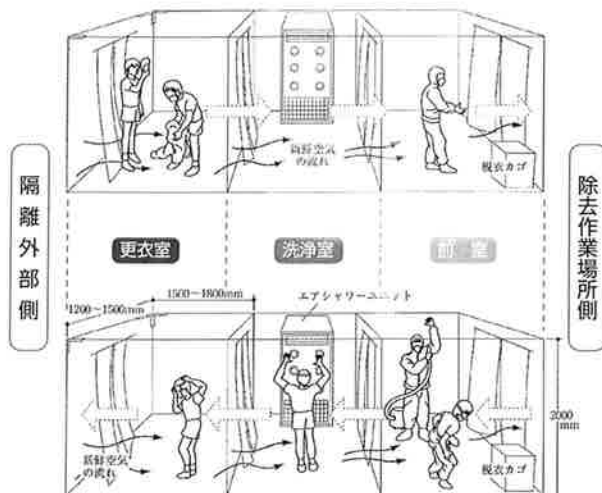


図-1 「セキュリティーゾーン」

出典：建炎防「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

## ② 「更衣室」(写真-2)

「更衣室」は、防護服、呼吸用保護具、保護手袋、シューズカバー等の保護具類を装着する区画です。通勤衣用ロッカー、保護具保管庫、簡易洗浄設備等を設置し、石綿廃棄用プラスチック袋、ウェットウエス等を備えます。



写真-2 「更衣室」  
備品等 設置例

## ③ 「洗浄室」(写真-3)

「洗浄室」は、呼吸用保護具、下着および体表面に付着した石綿粉じん等を除去する区画です。エアシャワー、またはウォータースhowerを設置します。



写真-3 「洗浄室」  
エアシャワー 設置例

## ④ 「前室」(写真-4)

「前室」は、作業場から退出するとき、呼吸用保護具以外の保護具等を脱衣する区画です。HEPAフィルタ付き真空掃除機、石綿廃棄用プラスチック袋、ウェットウエス等を備えます。



写真-4 「前室」  
備品等 設置例

## (2) 保護具等着脱手順

### ① 装着手順

装着は、セキュリティゾーン「更衣室」で行います。基本的に装着は二人一組で行い、装着に不備がないか、お互い確認しながら行います。

(ア) 装着する防護服、呼吸用保護具、その他保護具等(保護帽、保護手袋、保護めがね、シューズカバー等)が、作業員数以上の数が十分にそろっているか、また防護服以外の保護具の接合部をテーピングするための不浸透性テープがそろっているか確認し、

それぞれの保護具に損傷がないか点検します。防護服の下に作業衣を着用する場合は、通常のサイズより一つ大きめのサイズを選択します。(図-2)



図-2

(イ) 通勤衣を脱ぎ、防護服を装着し、ファスナーを胸の部分まで上げます。この時点では、防護服のフードは被りません。(図-3)



図-3

(ウ) シューズカバーを装着します。シューズカバーが防護服の下になるように装着します。

(エ) 呼吸用保護具を装着し、フィットテストを行います。フィットテストは、フィットテスターを使いますが、ない場合は手のひらで吸気口を押さえて行います。(図-4)



図-4

(オ) 防護服のフードを被ります。ファスナーを最上部まで上げ、ファスナーカバー、アゴカバーに両面テープが付いているものは、テープで隙間ができないように貼り付けます。(図-5)

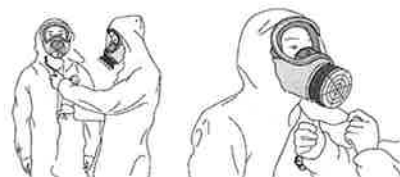


図-5

- (カ) シューズカバーと防護服との接合部を不浸透性のテープで貼り付けます。
- (キ) 保護手袋を装着します。保護手袋が、防護服の下になるように装着します。防護服と保護手袋の接合部をテーピングします。
- (ク) 呼吸用保護具と防護服の接合部を他の作業者が不浸透性のテープで、しっかりと密閉します。(図-6)



図-6

「テーピングは、隙間から石綿粉じんが入り込まないように、接合部分をしっかりと覆います。」

- (ケ) 保護帽を装着し、再度フィットテストを行います。
- ② 取り外し手順  
取り外しにおいても、基本的に二人一組で行います。
- (ア) セキュリティゾーン「前室」で、HEPAフィルタ付き真空掃除機およびウェットウエス等で防護服等に付着した石綿粉じん等を取り除きます。(図-7)



図-7

- (イ) 呼吸用保護具以外の保護具等を取り外します。  
防護服との接合部に貼り付けたテープを外し、シューズカバー、防護服、保護手袋の順で汚染面を内側に巻き込むようにして慎重に取り外します。(図-8)

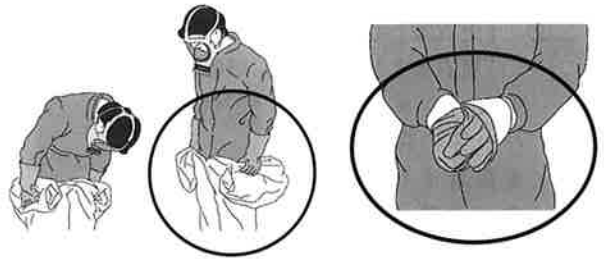


図-8

「作業者の二次汚染防止のために、汚染面を内側に巻き込むように取り外す。」

取り外した防護服、シューズカバー、保護手袋等は「前室」に設備した、石綿廃棄用プラスチック袋へ廃棄します。

- (エ) 呼吸用保護具を装着した状態で、「洗浄室」へ移動し、エアシャワー、またはウォーターシャワーで、付着した石綿粉じん等を除去します。
- (オ) 「更衣室」へ移動し、呼吸用保護具を取り外します。(図-9)

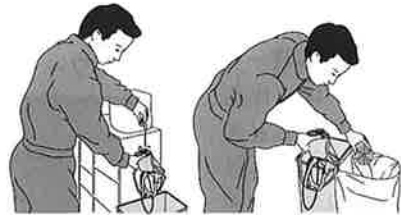


図-9

取り外した呼吸用保護具のフィルタは、石綿廃棄用プラスチック袋へ廃棄します。また、呼吸用保護具は、水で洗い流したうえで専用の保管庫で保管します。

- (カ) セキュリティゾーンを退出した後、洗面所等で、うがいや手洗いをしっかりと行います。

### 3. まとめ

このように、使い捨てタイプの防護服は、作業者の石綿粉じんへのばく露を防止するとともに、使い捨てすることにより作業区域外への持ち出しによる周辺環境や作業者の二次ばく露のリスクを低減することができるといえます。

URL <http://www.marugo.ne.jp>

強さと軽さに  
履きやすさをプラス。



マンダムセーフティー#714

カラー:ホワイト/ブラック、ホワイト/レッド  
サイズ:24.5~27.28cm  
¥3,150 (本体価格:3,000円)

鋼製  
先芯  
軽量  
幅広  
設計4E

マンダムセーフティー#775

カラー:ブラック/イエロー、ブラック/グレー  
サイズ:22.5~27.28cm  
¥3,465 (本体価格:3,300円)

穴開き  
鋼製先芯  
通気

確かな安全性、快適性を備えたプロスタイル。



安全プロハックス#870

カラー:ブラック、ホワイト  
サイズ:23.24~27.28、29cm  
¥3,675 (本体価格:3,500円)

鋼製  
先芯  
耐油



安全プロハックス#890

カラー:ネイビー、ブラック  
サイズ:M~SXL  
¥3,360 (本体価格:3,200円)

樹脂製  
先芯  
履き口  
フード

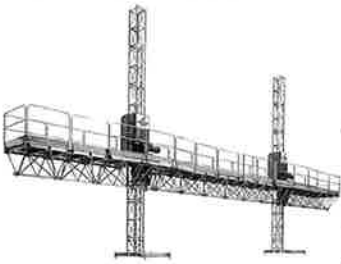
鋼製先芯に耐油、  
防滑底と機能で差がつく。

⑤ 株式会社 丸五

本社 / 〒710-1101 岡山県倉敷市茶屋町1690 TEL:086-428-0230 (代) FAX:086-428-7551  
東京営業所 / 〒101-0044 東京都千代田区新富町1-9-2 高型ビル5階 TEL:03-5296-1105 FAX:03-5296-1107  
大阪営業所 / 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原5-1-28 新大阪八千代ビル別館4階A号室 TEL:06-6396-8610 FAX:06-6396-8612

# NISHIO レンタルで「安全・環境・効率化」のお手伝いをします!

昇降式足場 ワークプラットフォーム



新型速度センサー



レーザー  
スキャナー



PC画面設定イメージ

環境表示器



地中埋設物  
探査装置



新型6灯式テラスター



アスファルト舗装密度測定器  
PQI 301



9/10・11全国大会  
展示会場にて、商品・パネル  
の展示を行います!



<http://www.nishio-rent.co.jp/>

総合レンタル業のバイオニア  
**西尾レントオール株式会社**

■ 本社:大阪市中央区東心斎橋1-11-17 TEL:06-6253-0824  
札幌、仙台、郡山、宇都宮、水戸、さいたま、東京、千葉、横浜、静岡  
名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、丸亀、松山 全国169ヶ所

## 大分県支部

### 安全週間等の趣旨を踏まえた 「夏季労働災害防止強化月間」 パトロール実施！

大分労働局は、7月を「夏季労働災害防止強化月間」と位置付けて、6月1日施行の改正労働安全衛生規則（足場等の墜落対策の強化）関係の定着状況を確認するため、7月2日に県下の建設現場等の安全パトロールを実施した。

これをうけて建災防大分県支部は、常任参与、事務局職員5名で建設現場パトロールを行い、足場からの墜落防止対策、飛来落下防止対策の実施状況を確認するとともに、足場改正リーフレット等を配付し、足場等改正規則の啓発を行った。

また、大分労働局が建設現場等の30事業場に対して行ったパトロールでは、21事業場に次の指摘事項があった。

大分労働局のパトロール指摘事項

	指 摘 事 項	事業場数
足場関係	手すり等が無い	1
	<b>中さん等が無い</b>	<b>10</b>
	幅木等が無い	2
	足場作業開始前点検未実施	1
その他	ローリングタワーの転倒防止対策	1
	緊急時の呼吸用保護具確認	1
	熱中症予防対策	1
	浮石点検、除去	1
	玉掛けワイヤーロープの点検	1
	感電防止措置	1
	立入禁止措置の改善	1
	合 計	21



大分労働局パトロール



建災防大分県支部安全パトロール

建災防大分県支部では、上記のパトロール以外にも、定期的な建設現場パトロールを行っており、また、県内建設業の労働災害統計や熱中症予防対策に関するリーフレット作成・配布や足場の組立て等作業主任者技能講習を中心に講習会開催などの活動を積極的に行っていきます。（建災防 大分県支部 Tel 097-538-0745）

# 新刊図書案内



## 足場の組立て後等安全点検表 —建災防統一足場点検表—

CD-ROM付き

わく組足場、単管足場等、足場の組立て後等の点検表です。  
 付属のCD-ROMで、各現場に即した点検表に加工することができます。  
 (CD-ROMのデータはWindows版Excel2000形式以降に対応)

コードNo.144410

A4判・23ページ 1,000円



## 新版 足場の組立て等作業の安全 —能力向上教育用テキスト—

労働安全衛生法に定める能力向上教育用教材として、最新の足場の部材等の特徴や管理、災害事例及び関係法令等のほか、足場等からの墜落防止措置、飛来落下防止措置、安全点検(チェックリスト)等について示しています。  
 ※改正労働安全衛生規則対応(平成21年6月1日施行)

コードNo.133620

B5判・364ページ 1,500円



## 平成21年度版 建設業安全衛生早わかり

- 建設業における安全衛生活動に必要な基本的事項を、図表・イラストを用いて取りまとめた安全衛生担当者の必携書!
- 労働災害統計、リスクアセスメント・コスモスの取り組み、安全衛生活動の好事例、災害事例等を収録!

コードNo.142437

A5判・200ページ 500円

## 建設業グラフで見る労働災害統計(2009年版)

統括安全衛生責任者教育、安全衛生推進者教育、労働災害再発防止教育等のサブテキストとして、労働災害の発生状況を項目別に集計・解析し、その推移や傾向が一目でわかるようにカラーグラフでまとめています。

コードNo.138370

A4判・37ページ(フルカラー) 400円



お申し込み  
お問い合わせは

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。

TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 (企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp/>

# 安全衛生教育担当者のみなさんへ

「危険ゼロ」の職場は、安全衛生教育の実施から。

## 平成21年度講習会のご案内 - 建災防 -

	講座名・開催日	講座概要・対象者
	<b>巻上げ機(ウインチ)特別教育講師養成講座</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年9月18日(金) <b>受付中</b> ・平成22年1月 1日間講習 受講料 15,000円	巻上げ機の運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、教育技法や学科教育の進め方、実技教育のポイントについて研修し、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るための講座です。
	<b>自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師養成講座</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年9月24日(木) <b>受付中</b> ・平成21年12月 1日間講習 受講料 15,000円	安衛則第36条第1号では「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」は、特別教育修了者が行うことになっています。 この講座は、この教育の講師になる方に対し、グラインダの正しいいししの取付け方法及び取扱い方法、効果的な教育技法等を習得していただき、講師の資質の向上を図るための講座です。
	<b>チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習 (振動工具取扱作業者教育インストラクター養成)</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年10月15日(木) <b>受付中</b> 1日間講習 受講料 15,000円	振動工具を使用する建設工事の現場管理者、職長等を対象に、振動障害の予防に関する知識、作業管理に関する知識等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成する講習です。
	<b>安全管理者選任時研修(建設業)</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年10月22日(木)～23日(金) <b>受付中</b> 2日間講習 受講料 14,000円	建設業においては、常時50人以上の労働者を使用する事業場では安全管理者を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないとされています。労働安全衛生規則が改正され、平成18年10月1日以降は、安全管理者選任時に従来の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修「安全管理者選任時研修」を修了していることが義務づけられました。 この研修は、通達に基づいて実施する研修です。
	<b>石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年10月29日(木) <b>受付中</b> ・平成22年1月 1日間講習 受講料 18,500円 (保護具の実技で使用する防じんマスク代が含まれています) ※ 実技で使用する防じんマスク(RL3型の半面形の取替式)を持参の方は、受講料15,000円となります。 ※ 防じんマスクは衛生上の理由等により貸与いたしません。	平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられております。(安衛則第36条第37号、石綿則第27条) なお、厚生労働省告示第23号により平成21年4月1日より特別教育時間が従来の4時間から30分延長され、4時間30分へ変更されました。また、平成18年9月にもすでに改訂が行われた事項もあります。 この講座は、この特別教育の講師を養成する講座です。 テキストは、平成21年4月1日刊行のものを使用します。
	<b>現場管理者統括管理講習講師養成講座</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年11月12日(木)～13日(金) <b>受付中</b> 2日間講習 受講料 21,000円	この講座は、常時50人未満の統括管理を必要とする建設現場を対象として、現場での統括管理を行う管理者などの資質の向上教育や指導を支援するため、講習の講師や指導者を養成する講座です。
	<b>有機溶剤業務管理者講習</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年11月16日(月)～17日(火) <b>受付中</b> 2日間講習 受講料 34,700円	有機溶剤業務を行う専門工事業者、現場管理者、職長等を対象に、人体に与える影響、中毒予防のための作業等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成する講習です。
	<b>低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座</b> 東京会場 (東京都港区 産業安全会館) ・平成21年12月2日(水) <b>受付中</b> 1日間講習 受講料 15,000円	「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合は、特別教育修了者を就かせなければなりません。(安衛則第36号第4号)電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める特別教育を修了していることが必要です。 この講座は、この特別教育の講師を養成する講座です。

申込方法 事前に電話で確認・予約のうえ、所定の申込書でFAXか郵送にてお申込みください。

申込み・問い合わせ先 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

建設業労働災害防止協会 教育部

TEL 03-3456-0618(直通) FAX 03-3456-2458

☆ 予定につきましては、日程が決定次第「建設の安全」「ホームページ」<http://www.kensaibou.or.jp>等でお知らせいたします。

☆ 都合により日程・時間・会場等が変更になることがあります。

☆ 講座概要等詳細については、ホームページをご覧ください。

ホームページから申込書をダウンロードできます!



(主な会議、行事)	
6月	
4日 ～5日	○第62回現場管理者統括管理講習講師養成講座(26名)
4日	○コンクリート研磨作業における健康障害防止に関する検討委員会
4日 ～5日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(関東・甲信越)指導員研修(東京) 専門工事指導員に対して、指導力を向上を目的とした研修会を関東・甲信越ブロックを皮切りに全国6ブロックで開催した。
5日	○トンネル建設工事における粉じん対策推進事業検討委員会
8日	○第11回低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座(69名)
10日 ～11日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(九州・沖縄)指導員研修(福岡)
10日	○手すり先行工法安全対策推進事業技術相談員研修(東京) 手すり先行工法技術相談員に適切な手すり先行工法の指導方法等についての研修を行った。
11日	○ブロック別支部事務局長会議(関東甲信越:担当 新潟県支部)
12日	○保護具等に関する調査研究委員会
17日	○ブロック別支部事務局長会議(東海・北陸:担当 岐阜県支部)
18日 ～19日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(中国・四国)指導員研修(岡山)
18日	○ブロック別支部事務局長会議(九州・沖縄:担当 大分県支部)
22日	○低層住宅建築工事安全対策推進事業技術相談員研修(東京) 低層住宅技術相談員に適切な足場設置の指導方法等について研修を行った。
23日	○ブロック別支部事務局長会議(近畿:担当 大阪府支部)
25日	○ブロック別支部事務局長会議(中国・四国:担当 徳島県支部)
25日 ～26日	○第11回安全管理者選任時研修(東京:53名)
25日 ～26日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(東海・北陸)指導員研修(愛知)
29日	○ブロック別支部事務局長会議(北海道・東北:担当 岩手県支部)
29日	○第13回巻上げ機(ウインチ)特別教育講師養成講座(東京:66名)
7月	
1日	○安全祈願祭(明治神宮 300名)
2日	○第12回低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座(東京:64名)
3日	○手すり先行工法教材改訂委員会

(主な会議、行事)	
6日	○広報企画委員会 全国労働衛生週間実施要領の内容について検討を行った。
8日	○「建設工事における注文者対策」に係る調査研究委員会
8日 ～9日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(近畿)指導員研修(京都)
9日	○第38回石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座(東京:72名)
9日	○安全衛生表彰委員会 創立45周年記念全国大会で行う会長表彰の候補者の選考を行った。
13日	○建災防セーフティエキスパート選考委員会 平成21年度委嘱の建災防セーフティエキスパートについて選考を行った。
13日	○中小総合工事業者指導力向上事業推進委員会 平成21年度の中小総合工事業者指導力向上事業の具体的な活動について検討を行った。
13日	○クレーン機能付きドラグショベル安全対策等検討委員会
16日	○顕彰基金運営委員会 応募のあった8作品について選考を行い、2作品を顕彰することとした。
16日 ～17日	○専門工事業者安全管理活動等促進事業ブロック別(北海道・東北)指導員研修(宮城)
17日	○保護具等に関する調査研究委員会
17日	○広報編集委員会 「建設の安全」の掲載記事、項目等についての検討を行った。
21日	○第51回参与会 平成20年度の建災防の事業活動について参与に説明し、外部委員としての評価を依頼した。
23日	○トンネル建設工事における粉じん対策推進事業検討委員会
24日	○優良職長ブロック(近畿)研修会(大阪:31名) 近畿ブロックの優良職長を集め、優良職長としての活動に資する講話、体験発表等の研修を行った。
27日	○住宅部会シンポジウム打合せ会 創立45周年記念全国大会住宅部会のシンポジウムの内容について検討を行った。
27日	○コンクリート研磨作業における健康障害防止に関する検討委員会
28日	○墜落防止委員会
28日	○中小総合工事業者指導力向上事業指導員研修(東京) 中小総合工事指導員の指導力向上のための研修を行った。
28日	○元方事業者が行うリスクアセスメント検討委員会
29日 ～30日	○第47回建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座(東京:38名)

# 「遮熱ヘルメット」開発物語

株式会社 谷沢製作所

夏場の炎天下にヘルメットをかぶって立っていると、そのヘルメットの表面は素手で触れなくなるほど暑くなり、頭や額からは滝のように汗が出ます。ましてや、そういった環境の中で作業される方のご苦労は、察するに余りあります。

直射日光による暑さ対策は、ヘルメットメーカーとしてどうしても進めたい課題のひとつとして、これまで積極的に取り組んでまいりました。

## テンプコート

1998年（平成10年）7月、谷沢製作所では「テンプコート」という名のヘルメット遮熱用商品を発売しました。

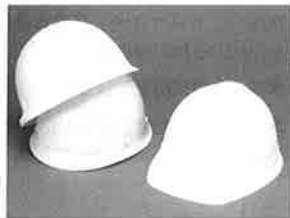
これはNASA（アメリカ国立航空宇宙局）が開発した同名の断熱塗料を利用した製品です。セラミックのビーズをラテックスペースに混合した塗料で、高い熱反射特性と低い熱伝導特性、マイナス42℃から287℃までという広範囲の適用温度を売り物にしていました。

しかしながら、光沢のないざらついた仕上がりで、見た目があまりよくないだけでなく、社名などの印刷加工ができないため、ヘルメットに塗って出荷することは断念せざるを得ませんでした。

そこで、ヘルメットと同形の厚さ0.38ミリのポリスチレン製カバーにこの塗料を塗布したものを作り、それをヘルメットにかぶせて使っていただくことにして、まずは3型を発売しました。

当社の営業マンは、「スペースシャトルに塗られている断熱材料」をセールストークにして製品紹介に努めましたが、残念ながらほとんど販売実績が上がりませんでした。当時は現在ほど熱中症対策が叫ばれていなかったこともありますが、カタログに謳った6℃という遮熱効果もユーザーの期待を充たすものではありませんでした。

それでも、2000年7月に行われた九州・沖縄サミットの警備用に、採用が検討されたこともありましたが（現在は販売を終了しています）。



テンプコート

## 遮熱塗装ヘルメットへの期待高まる

2007年5月に行われた「2007 NEW 環境展」で、広島の本チャー企業が、セラミック系の遮熱塗料をヘルメットに塗布した商品を展示して、注目を集めました。

この塗料は先のテンプコートと同様、微細なセラミック真球粒子を塗膜表面に配列することによって遮熱効果を得るようにしたものです。展示会場で行っていたハロゲンランプを用いた実験では、ヘルメット内部の温度が10℃以上下がることが示され、見学者へのインパクトはとても大きかったようです。

同社製品の優れたところは、遮熱効果もさることながら、塗装後の帽膜表面が滑らかで美しく、産業用ヘルメットに必須な印刷加工を支障なく行うことができる点でした。

その後、当社にも問い合わせが相次ぎ、遮熱ヘルメットに対するニーズが急速に高まっていることを実感させられました。

## シラスバルーン

そのころ当社では、ある大手電気設備工事会社との間で、遮熱塗料のヘルメットへの塗布に関する共同開発を進めておりました。

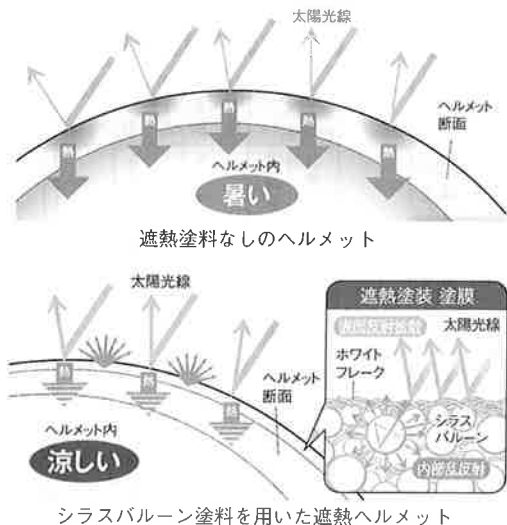
当社に持ち込まれていた塗料は、鹿児島県薩摩川内市にあるアース化研(株)という会社が開発した特殊塗料で、鹿児島県産のシラスバルーンを利用しているのが特徴でした。

シラスは九州南部に堆積する白色の火山噴出物ですが、その粒子を瞬間的に高熱で発泡させたものがシラスバルーンです。

塗膜表面にあるうろこ状のシラスフレーク（シラスバルーンがこわれたもの）が太陽光線の大半を表面反射するとともに、内部に進入した熱エネルギーをシラスバルーンが乱反射させ、拡散させます。

屋根などに施工して得られた断熱効果のデータはすばらしく、しかもシラスという天然素材を用いていることも、製品化への意欲を強くそそられました。

また、水系塗料であるため、有機溶剤によって性能劣化を起こすポリカーボネート製ヘルメットにも塗装可能だということも、この塗料を用いたいと考えた大きな理由のひとつです。



遮熱塗料なしのヘルメット

シラスパルーン塗料を用いた遮熱ヘルメット

実際に、ヘルメットに刷毛を使って塗った試作品は、期待以上の好結果を得ることができました。

## 2008年度版遮熱ヘルメットの開発

しかしながら、量産用にスプレーガンでヘルメットに塗るのは容易なことではありませんでした。塗面にいわゆるダマ（塗装溜）やダレ（垂れ）が生じ、表面の光沢も出ませんでした。製品化にはほど遠い状況が続き、塗料メーカーに粒子の調整をしてもらうのに、かなり長い時間がかかりました。

もうひとつ解決に時間がかかったのが、塗料の粘度調整です。ヘルメットの表面に塗料を薄く均一に塗り重ねてゆくのですが、粘度によって作業効率が大きく変わります。当初は1時間に数個しか塗ることができず、工場では頭を抱えてしまいました。

それでも肝心の遮熱性能においては、楽しい結果を得ていました。前年の展示会で広島の本チャー企業が行ったのと同じ方法による計測(\*)では、16℃を超える遮熱効果が出ておりました。

2008年7月、このシラスを使った遮熱ヘルメットは

ようやく量産の目処が立ち、発売に漕ぎつけました。

電気設備工事会社や空港のハンドリング会社などから炎天下での作業用に採用いただき、その効果にたいへん喜ばれました。

(\*) 300Wのハロゲンランプを30cmの距離から照射して内部温度を計測する。

## 2009年度への挑戦

2008年度の製品は一定の評価はいただけたものの、表面がべたつく感じがする、汚れが付きやすい、多色対応ができない、などの問題が指摘され、次年度への課題となりました。

まず、シラスを使った水系の遮熱塗料を継続するかどうかの検討を行いました。それは、追隨して発売した他のヘルメットメーカーの多くが、ヘルメット表面の熱反射効果をねらった酸化チタン系塗料を用いていたためです。

この塗料は反射効率に優れているものの、シラスパルーンや人工のセラミックビーズのような熱エネルギーの内部拡散効果がありません。その代わりに、塗膜の厚さが要求されないために、塗装工程が簡単で生産効率が上がり、コスト面で大きなメリットがあります。

こういった製品と価格競争をするには、2008年度版製品は製造コストがかかり過ぎておりました。

しかしながら、社内での検討の結果、谷沢製作所で販売する製品は遮熱効果をしっかりと体感できるものではなくてはならないと判断し、再度、シラスを使った塗料に挑戦することになりました。

試行錯誤の末にたどり着いたのは、2008年度製品より遮熱塗料の塗膜をやや薄くし、その代わりに一般の水系塗料をオーバーコートする方法です。これにより、前年よりも生産性が上がったうえ、外観が向上し、表面硬度も増しました。また、カラー対応も可能となりました。

前年と同様の計測では、ポリカーボネートとFRPのヘルメット(ST#140、ST#108)でそれぞれ、最大15℃を超える遮熱効果が確認されています。

当社では来年度以降も、より効果の高い遮熱ヘルメットの開発に力を注いでまいりますのでご期待ください。

遮熱ヘルメットのデモンストレーションを、10月21日～23日に開催される「さいたま緑十字展」で行います。全国産業安全衛生大会にお越しになりましたら、是非とも谷沢製作所のブースにお寄りいただき、その高い効果をご確認ください。

■お問い合わせは

産業安全衛生保護具製造販売

株式会社 谷沢製作所

—— 安全を創造し 未来を守る タニザワ ——

〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1 キンシビル  
TEL.03(3552)5581 FAX.03(3552)5576

<http://www.tanizawa.co.jp>



# 死亡災害

## 対前年同期比18人減 <-13.0%>

■業種別死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)  
(平成21年6月7日現在速報値)

業種	年別 項目	平成21年 1月～5月		平成20年 1月～5月		対20年比較	
		死傷者 数(人)	構成比 (%)	死傷者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		386	100.0	450	100.0	-64	-14.2
建設業		52	13.5	101	22.4	-49	-48.5
製造業		108	28.0	130	28.9	-22	-16.9
鉱業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
交通運輸業		0	0.0	17	3.8	-17	-100.0
陸上貨物運送業		9	2.3	7	1.6	2	28.6
港湾荷役業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
林業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の事業		217	56.2	195	43.3	22	11.3

■建設業における死亡災害  
の発生状況(平成21年6月7日現在)

都道府県名	年別 項目	21年	20年	対前年 比較
		1～5 月計	1～5 月計	
北海道		9	6	3
青森		0	3	-3
岩手		3	2	1
宮城		4	2	2
秋田		1	2	-1
山形		1	1	0
福島		3	4	-1
茨城		5	2	3
栃木		0	3	-3
群馬		1	0	1
埼玉県		6	4	2
千葉県		4	11	-7
東京都		5	8	-3
神奈川県		9	3	6
新潟		3	2	1
富山		1	1	0
石川		1	4	-3
福井		0	0	0
山梨		1	1	0
長野		4	3	1
岐阜		0	3	-3
静岡県		4	7	-3
愛知県		7	6	1
三重		0	4	-4
滋賀		1	1	0
京都府		1	3	-2
大阪府		6	14	-8
兵庫県		8	4	4
奈良		2	1	1
和歌山		2	2	0
鳥取		1	0	1
島根		1	1	0
岡山		1	0	1
広島		2	3	-1
山口		0	0	0
徳島		2	0	2
香川		0	1	-1
愛媛		1	3	-2
高松		1	0	1
福岡		7	13	-6
佐賀		0	1	-1
長崎		2	2	0
熊本		2	3	-1
大宮		2	4	-2
鹿児島		0	0	0
鹿儿島		3	0	3
沖縄		3	0	3
合計		120	138	-18

■業種別死亡災害発生状況  
(平成21年6月7日現在速報値)

業種	年別 項目	平成21年 1月～5月		平成20年 1月～5月		対20年比較	
		死亡者 数(人)	構成比 (%)	死亡者 数(人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		360	100.0	433	100.0	-73	-16.9
建設業		120	33.3	138	31.9	-18	-13.0
製造業		74	20.6	99	22.9	-25	-25.3
鉱業		2	0.6	3	0.7	-1	-33.3
交通運輸業		2	0.6	16	3.7	-14	-87.5
陸上貨物運送業		39	10.8	45	10.4	-6	-13.3
港湾荷役業		2	0.6	1	0.2	1	100.0
林業		18	5.0	19	4.4	-1	-5.3
その他の事業		103	28.6	112	25.9	-9	-8.0

ハジまできた。



新世代の快適、「飛翔」。

季節の風を感じさせる、爽やかな装着感は、

保護帽の安全性と快適性を常に追求してきた

タニザワならではのもの。

動きに合わせて通気孔から入るフレッシュエアが

頭部のムレを抑え、さらに、透明ひさしと溝付構造が

これまでにない快適さを実現しています。

その新しい被り心地に、あなたはきっと驚きます。

(イメージ図)

新世代の快適

**飛翔**®

ひしょう



**ST#1830-FZ 飛翔**®

建設業労働災害防止協会推奨品

○「保護帽の規格」合格品 ○飛来落下物・墜落時保護兼用保護帽

○製品質量：445g ○帽体材質：ABS樹脂/PC樹脂

○ジャストフィットヘッドバンド「EPA」採用 ※ホログラム加工はオプション

# 労災上積み補償等は万全ですか

—建設業の皆様方のあらゆる災害を補償します—



## 災害のトータル補償

### 1. 労災上積み補償制度

- 政府労災保険の給付対象となる労働災害についての労災上積み補償制度

★休業補償も追加で補償

※経営事項審査制度の加点あり

### 2. 第三者賠償補償制度

(請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

- 工事遂行中及び工事終了引渡し後に生じた偶然な事故によって生じた人身事故、財物損壊事故による第三者に対する賠償損害についての補償制度

★地盤崩壊も追加で補償

### 3. 建築・土木工事補償制度

(建設工事保険・土木工事保険)

- 火災・台風・作業ミスなど、工事期間中に工事現場で偶然な事故により、工事対象物などに生じた損害についての補償制度

## 全国建設業労災互助会補償制度の特色

**幅広い** 工事に関わる様々な危険を、幅広くカバーします!

**割安** 厚生労働大臣の許可団体で、団体のスケールメリットを活かしているため、個別で加入されるよりも割安な掛金になっています!

**簡単** 1年間のすべての工事をまとめて補償します!(契約のかけ忘れの心配は不要。事務手続きも簡単。)

**事故時の対応は万全** 経験豊富な専門スタッフによる、適切なアドバイスを提供します。

・労災上積み補償制度は全国建設業労災互助会の運営する共済制度です。

・全国建設業労災互助会では、規約に基づき給付金の支払原資を確保することを目的に損害保険会社と保険契約を締結しています。

・第三者賠償補償制度、建築・土木工事補償制度は、全国建設業労災互助会を契約者とする団体契約であり、損害保険会社と保険契約を締結しています。

このチラシは、制度の概要を説明したものです。ご検討ご加入の際は、必ず正式なプリント等をご覧の上、(社)全国建設業労災互助会職員または、指定代理店の説明を受けてご加入ください。

●資料請求・掛け金見積りは下記まで…… 「事業主と働く従業者をがっちり結ぶ互助会制度」

厚生労働大臣許可

社団法人 **全国建設業労災互助会**

東京都千代田区神田須田町2丁目8番地 プライム神田ビル3階 TEL03-3256-0506 FAX03-3253-4895

■取扱代理店:緑富士株式会社

東京都千代田区神田須田町2丁目8番地 プライム神田ビル3階  
TEL03-3256-0559 FAX03-5297-5020

■引受幹事保険会社:(株)損害保険ジャパン

営業開発第二部第一課  
東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL03-3349-4026 FAX03-3349-4860

(SJO9-20193:2009年4月20日作成)